

JNRP22-23

JNLA 公表用文書

JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き

(第 23 版)

20 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

はじめに.....	4
第1部 試験事業者の登録等に係る手続き	4
1. 登録申請手続き(試験方法の区分の追加、試験所の移転含む)	4
1.1 申請に必要な書類	4
1.2 申請手数料等について	7
1.3 登録申請書の記入要領	8
1.4 登録申請書以外の書類の記入・作成要領	13
1.5 登録申請に対する登録プロセス	22
1.5.2 審査チームの編成	23
1.5.3 書類審査	23
1.5.4 現地審査	23
1.5.5 是正処置等	24
1.5.6 登録	24
2. 登録申請内容の変更の手続き	25
2.1 届出に必要な書類	25
2.2 変更届の記入要領	25
2.3 既に登録を受けた試験方法の区分内で登録範囲を拡大する場合	26
2.4 試験室の改修、試験設備の変更等の場合	26
3. 登録申請の取下げ並びに中断及び復活の手続き	28
3.1 登録申請の取下げ並びに中断及び復活に必要な届出書類	28
3.2 登録(及び認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願の記入・作成要領	28
4. 登録の更新申請手続き	28
4.1 申請に必要な書類	28
4.2 申請手数料等について	28
4.3 登録の更新申請書の記入要項	29
4.4 登録の更新申請書以外の書類の記入・作成要領	30
5. 登録の更新申請内容の変更の手続き	30
6. 登録の更新申請の取下げ並びに中断及び復活の手続き	30
7. 登録試験事業の承継の手続き	30
7.1 承継に必要な届出書類	30
7.2 事業承継届出書の記入・作成要領	30
7.3 JNLA 登録の一般要求事項の誓約について (様式3B)	31
8. 登録試験事業の廃止の届出の手続き	33
8.1 登録試験事業の廃止の届出に必要な書類	33
8.2 事業廃止届出書の記入要領	33
第2部 試験事業者の認定等に係る手続き	34
1. 認定の申請手続き (様式16A、様式16B、様式16C、様式19A、様式19B)	34
1.1 認定申請書の記入要領	34
2. 認定維持審査の申請手続き (様式15、様式20)	37
2.1 認定維持審査申請書の記入要領	37

3. 再認定の申請手続き（様式19A、様式19B）	38
3.1 再認定申請書の記入要領	38
4. 臨時審査の申請	38
5. 審査手数料	39
6. 認定（再認定）申請内容の変更手続き（様式15の準用）	39
7. 認定（再認定）申請の取下げ並びに中断及び復活の手続き（様式23等の準用）	39
8. 認定試験事業の承継の手続き（様式17等の準用）	39
9. 認定事業の廃止の手続き	39
附則	40
JNRP22 JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き：様式集	42
別紙1 申請手数料（国内の試験事業者の場合）	84
別紙2 登録免許税の納付方法	85
別紙3 変更内容の例	87
別紙4 JNLA 試験証明書を利用する認証制度	89

はじめに

この手引きは、試験事業者が、以下の制度又はプログラムの登録又は認定の取得と維持に必要な手続きの詳細について説明したものです。

- ◆産業標準化法に基づく試験事業者登録制度(以下この文書において「JNLA 登録」という。)
- ◆JNLA 認定プログラム(以下この文書において「JNLA 認定」という。)

JNLA 認定申請試験事業者及び JNLA 認定試験事業者は、本手引きの第 1 部と第 2 部の両方が適用されます。また、JNLA 認定を申請する試験事業者及び認定試験事業者におかれましては、第 1 部の「登録」及び「産業標準化法に基づく試験事業者等に関する省令(以下「省令」といふ。)」で定める標章(以下「JNLA 標章といふ。)」を、それぞれ「登録及び認定」及び「JNLA 標章及び ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル」に読み替えてください。JNLA 認定(再認定)申請手続きは、次の規格等の規定及び定義に基づいています。

- ◎ ISO/IEC 17011:2017 (Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies) (適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- ◎適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)
- ◎認定スキーム文書(JNLA 認定)(JNIF01)
- ◎JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)
- ◎JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)
- ◎IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)

第 1 部 試験事業者の登録等に係る手続き

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」といふ。)認定センター(以下「IAJapan」といふ。)では、認定申請及び審査に係る業務システム(以下「電子システム」といふ。)による登録の申請等の受付を 2020 年 4 月 1 日から開始します。手続きの詳細は、別途文書を公開します。

1. 登録申請手続き(試験方法の区分の追加、試験所の移転含む)

JNLA 登録は試験を実施する試験所ごとに登録する制度です。登録の申請(以下「登録申請」といふ。)は試験を実施する試験所ごとに行ってください。

登録を受けた試験所を移転する場合は、移転先の試験所の登録申請及び移転元の試験所の事業の廃止の届出(8. 参照)が必要です。試験事業者の移転のスケジュールによって、適切な申請及び届出の時期が異なってきますので、移転される場合は事前に IAJapan までご相談ください。なお、移転先の試験所に対する審査を実施し、登録証が交付されるまでは、移転先の試験所において JNLA 標章を付した試験証明書を発行することはできません。

また、登録番号は移転元の試験所の番号を引き継ぐことが可能ですが、

1.1 申請に必要な書類

申請に当たっては、次表の書類について正本 1 組、写し 2 組をご提出いただき、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令(以下「手数料令」といふ。)で定める申請手数料を納入していただくことになります。なお、試験方法の区分の追加(以下「区分追加」といふ。)及び試験所の移転に係る登録申請に当たっては、次表の書類の提出が必要ですが、既に提出されている書類の内容に変更がないときは、申請書の「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載して、当該書類の添付を省略することができます。

JNLA 登録申請に必要な書類

産業標準化法第41条第2項第5号に基づき、製品試験又は電磁的記録試験を「製品試験等」と呼びます。以下、この手引き中において同様。

登録試験事業者等に関する省令 第2条第1項		参照 頁	申請時事前チェック欄
項目番号	規定項目(申請に必要な書類)		
第2条	登録(登録の更新)申請書	14-18	<input type="checkbox"/> 登録(登録の更新)申請書(様式1、様式2)
第1項	登記事項証明書又はこれに準ずるもの	19	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
<u>第2号 イ(2の イと称 す。以下 同様)</u>	製品試験等の事業の概要及び業務の実績	19	<input type="checkbox"/> 製品試験等の事業の概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 製品試験等の業務の実績(過去1年間の実績)(様式4)
2の口	製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	19	<input type="checkbox"/> 製品試験等事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式5)
2のハ	製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	19-20	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式6)
2のニ	製品試験等の事業を行う施設の概要	21-22	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式7) <input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式8)
2のホ	製品試験等の事業を行う組織に関する事項	23-24	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式9) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式10)
2のヘ	製品試験等の事業の実施の方 法に関する事項	25-26	<input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書一覧(様式11) <input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書の <u>写し</u> ※提出が必要な文書については、25頁の(2のヘ)(3)及び(様式11)の記入例を参照。 <input type="checkbox"/> JNLA 標章(及び ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル)の管理方針 <input type="checkbox"/> JNLA 標章(及び ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル)を付す試験証明書の <u>様式案</u> (登録の更新の場合は、現に使用している様式) <input type="checkbox"/> 試験証明書の電磁的方法による発行方法(電磁的方法によって発行する場合に限る)
2のト	製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する	27	<input type="checkbox"/> 試験従事者の氏名及び経験(様式12)

	事業に従事した経験を有する場合は、その実績		
2のチ	電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする試験方法の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類	<u>27</u>	<input type="checkbox"/> 様式自由
その他必要な書類			
JNLA 登録の一般要求事項の誓約について		27	<input type="checkbox"/> JNLA 登録の一般要求事項の誓約について(様式3A)
申請案件に関する担当者及びその連絡先等		27	<input type="checkbox"/> 担当者・連絡先(様式13)
登録免許税納付届 (登録免許税納付領収書等)		27	<input type="checkbox"/> 登録免許税の納付を証明する書類(様式14)
結果の妥当性の確保に関する書類		27	<input type="checkbox"/> ISO/IEC 17025 7.7.2 結果の妥当性の確保に関する書類 ※技能試験・試験所間比較の結果を示す書類又はその写し ※技能試験・試験所間比較への参加計画(代替手法による実施を含む)
認定(再認定)申請に必要な書類(JNLA 認定(再認定)を希望する試験事業者のみ)			
認定(再認定)申請書	<u>40-41, 44</u>		<input type="checkbox"/> 認定(再認定)申請書(様式19A)
認定(再認定)を受けようとする試験の範囲	<u>42, 44</u>		<input type="checkbox"/> 認定(再認定)を受けようとする試験の範囲(様式19B)
(初回認定申請時のみ)	40		<input type="checkbox"/> 誓約書(様式16A)
(初回認定申請時のみ)	40		<input type="checkbox"/> 機密保持に関する合意書(様式16B)

注)1. 申請書類の不足、記載事項の不備など要件を満たさない申請については、補正を行っていただきます。
また、登録(登録の更新)申請書提出後に申請内容に変更が生じた場合には、登録(登録の更新)申請書等変更届を提出していただくことになります。

注)2. 登録の有効期間は、政令により4年と規定されています。登録の更新については後述します。

1.2 申請手数料等について

申請受理後、機構の財務会計部門から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に振込みをお願いいたします(収入印紙、現金等での支払いはできません)。

いったん受理した申請に係る手数料については、原則として返金できませんので御注意ください。ただし、やむを得ない事情があると機構が認めた場合には、既に納付された申請手数料を上限として、その一部又は全部を返金することがあります。

また、JNLA 登録を受けようとする試験所が、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準又はこれに類するものを基準とする他法令に定める登録又は同一のマネジメントシステムで登録又は認定を受けている場合には JNLA 登録申請手数料の減額措置が受けられます(別紙 1 参照)。詳しくは IAJapan までお問い合わせください。

電子システムによる申請(以下「電子申請」という。)は紙による申請(以下「紙申請」という。)よりも手数料が安く設定されています。電子データによる申請ですので、正本 1 組、写し 2 組の紙書類が不要、IAJapan への送付費用も不要ですので電子申請をご活用ください。

(1) 登録申請手数料(試験所の移転による申請も該当)

(国内の試験事業者の場合)

- 1) 製品試験の申請手数料(紙申請) = 239,100 円 + (95,200 円 × 区分数)
- 2) 電磁的記録試験の申請手数料(紙申請) = 239,100 円 + (100,400 円 × 区分数)

- 3) 製品試験の申請手数料(電子申請) = 237,000 円 + (95,200 円 × 区分数)
- 4) 電磁的記録試験の申請手数料(電子申請) = 237,000 円 + (100,400 円 × 区分数)

(外国の試験事業者の場合)

- 1) 製品試験の申請手数料(紙申請) = 239,100 円 + (54,100 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)
- 2) 電磁的記録試験の申請手数料(紙申請) = 239,100 円 + (59,300 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)

- 3) 製品試験の申請手数料(電子申請) = 237,000 円 + (54,100 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)
- 4) 電磁的記録試験の申請手数料(電子申請) = 237,000 円 + (59,300 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)

備考:登録試験事業者が、既に登録を受けている試験所について、区分追加に係る登録申請をする場合は、上記の 239,100 円(電子申請の場合は 237,000 円)。外国の試験事業者の場合も同様。)は免除されます。

ただし、当該申請時において、同一の試験所についての登録がまだされていない場合、当該免除は適用されません。

登録申請手数料早見表(国内(製品試験)の場合:手数料政令(2019 年 7 月 1 日施行))

区 分 数	紙申請料金	区 分 数	紙申請料金
1	334,300 円	6	810,300 円
2	429,500 円	7	905,500 円
3	524,700 円	8	1,000,700 円

4	619,900 円	9	1,095,900 円
5	715,100 円	10	1,191,100 円

注記:電子申請の申請手数料は、紙申請の申請手数料から 2,100 円減額されます。

国内の試験事業者の場合の登録申請手数料は別紙 1 のとおりです。

(2) 登録試験事業者の区分追加に係る登録申請手数料

- 1) 製品試験の申請手数料 = 95,200 円 × 区分数
 - 2) 電磁的記録試験の申請手数料 = 100,400 円 × 区分数
- 注記:電子申請の申請手数料は、紙申請の申請手数料と同額です。

(3) 登録免許税(試験所の移転による申請も該当)

登録申請を行う試験事業者(以下「申請試験事業者」という。)は、登録を受けるための申請ごとに登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)で定められた登録免許税を納付する義務があります。

新たに JNLA 登録を受けようとする申請試験事業者は申請件数 1 件あたり 90,000 円、既に JNLA 登録を受けている申請試験事業者は申請件数 1 件あたり 15,000 円の登録免許税を納付する義務があります。

登録を受ける者が同一である場合、国内において本所、支所、センター等の区別なく、先に本所、支所又はセンターが JNLA 登録を受けている場合には、それ以降の国内の申請に係る登録免許税は 15,000 円となります。本所、支所、センター等で構成されている組織では、他の本所、支所、センター等で JNLA 登録を受けていないか十分確認をしてください。ただし、国内で既に JNLA 登録を受けている者であっても、外国試験事業者として登録を受けようとする場合には、その登録申請に係る登録免許税は申請件数 1 件当たり 90,000 円となりますので御注意ください。

登録免許税の納付方法は別紙 2 のとおりです。申請前に登録免許税納付の手続きを行い、登録免許税の納付領収証書を登録免許税納付届(様式 14)に貼付して提出してください。コピーではなく、必ず納付領収証書の原紙(領収印があるもの)を提出してください。

①産業標準化法第 57 条第 1 項の試験事業者の登録(登録の更新を除く。)

申請件数 1 件につき 90,000 円(既に国内で登録を受けている者については、15,000 円)

②産業標準化法第 66 条第 1 項の外国試験事業者の登録(登録の更新を除く。)

申請件数 1 件につき 90,000 円(既に外国で登録を受けている者については、15,000 円)

注記:移転前の試験業務を移転後の試験所が引き継ぐ場合であって、移転後の試験所の登録の前に移転前の試験所を事業廃止する場合は、登録失効となるため、登録免許税は 90,000 円が必要となります。ただし、移転に伴う登録申請を行う際に試験事業者が、国内の別の試験所の JNLA 登録を受けている場合(移転元の試験所の登録を維持したまま、移転後の試験所の登録を受ける場合を含む)、登録免許税は 15,000 円となります。

また、登録免許税法別表 2 に定める法人からの申請に係る登録については、登録免許税は課税されません。

なお、他の法律で登録されている者であっても産業標準化法第 57 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の登録を受ける場合には、申請件数 1 件ごとに 90,000 円又は 15,000 円が課税されます。

1.3 登録申請書の記入要領

登録申請は、法人ではなく、試験所ごとに行ってください。

既に登録を受けている試験所(以下、「登録試験所」という。)について、区分追加に係る登録申請をする場合(例えば、試験方法の区分を 2 区分から 3 区分に増やす場合など)は、追加する区分について登録申請の手続きが必要となります。

また、登録試験所について、登録を受けた試験方法の区分内で範囲を拡大する場合(例えば、登録を受けた試験方法の区分内で新たに対応する試験方法を追加する場合など)は、「登録(登録の更新)申請書等変更届」(様式15)を提出していただくことになります。

(1) 「登録申請書」

様式1中の「登録(登録の更新)」を「登録」と修正してください。法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。)を記載してください。

(2) 「住所、申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」

申請者の住所は、主たる事務所(本社、本部、本店等)の住所を記載してください。

申請者の氏名又は名称及び申請者が法人の場合にあってはその代表者の氏名を記載し、押印してください。

なお、氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

(3) 「産業標準化法第57条第1項(第59条第1項、第66条第1項又は第66条第2項において準用する同法第59条第1項)の規定に基づき、…、別紙書類を添えて申請します。」

申請に応じて不要な条項を削除してください。(次表を参照のこと。)

国内試験事業者の登録申請(区分追加に係る登録申請を含む)	産業標準化法第57条第1項の規定に基づき、下記のとおり試験事業者の試験所の登録を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。
外国試験事業者の登録申請(区分追加に係る登録申請を含む)	産業標準化法第66条第1項の規定に基づき、下記のとおり外国試験事業者の試験所の登録を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

(4) 登録を受けようとする「試験方法の区分の名称」

試験方法の区分の詳細は、省令第1条ただし書きの規定に基づき経済産業大臣が定める告示(以下「告示」という。)及びIAJapanのホームページで公表されています。

この公表されている「JNLA 試験方法区分一覧」(JNRP32S10)から、登録を受けようとする試験方法の区分の名称を記載してください。二つ以上の区分を申請するなどの理由から、試験方法の区分の記入欄が1枚の申請用紙に収まりきらない場合は、申請書の記入欄には、「別紙のとおり」と明記し、別紙(様式2)に記載してください。

なお、告示又はIAJapanホームページで公表されていない試験方法について、登録を受けることを希望する場合には、事前にIAJapanに御相談ください。

(5) 登録を受けようとする試験方法の区分の「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」

告示及びIAJapanのホームページで公表されている試験方法の区分の一覧の中から、登録を受けようとするJISの番号、項目番号及び記号を記載してください。その際、試験方法規格と、その試験方法規格を引用する規格を分けて記載してください。試験証明書に記載予定のJISはすべて記載する必要があります。

登録を受けようとする試験方法の数が多いなどの理由から、試験方法の区分の記入欄が1枚の申請用紙に収まりきらない場合は、申請書の記入欄には「別紙のとおり」と明記し、別紙(様式2)に記載してください。

申請書のこの欄に記載された試験方法は、その範囲内ではすべての試験項目を行えることが要求されます。したがって、審査の過程で、申請のあった試験の一部について、試験装置を保有していないなどといった事実が確認された場合は、不適合となります。このため、この欄に記載する試験方法のうち、一部の試験に限定して実施する場合は、その限定する内容をこの欄に明記してください。

(6) 「登録を受けようとする試験所」

登録を受けようとする事務所の名称等を一つだけ記入してください。

(7) 「関連する事務所」

JNLA は、試験事業者が、その試験所を一の単位として試験方法の区分ごとに登録を受け、登録された区分に係る製品試験等をその試験所で実施した場合に JNLA 標章を付した証明書を発行できる制度ですが、試験所に「関連する事務所」がある場合にはその「関連する事務所」を特定して申請書に記載し、一つの試験所として登録を受ける必要があります。

関連する事務所とは、一つのマネジメントシステムで運営される二つ以上の事務所で一連の試験業務を実施する場合において、試験の実施以外の業務を行う事務所(例外的に試験の一部のみを実施する事務所を含む。)をいいます。

例えば、一つのマネジメントシステムで運営される本部と支部で構成される試験事業者において、マネジメントシステムの統括を本部、試験の実施を支部 A、試験に用いる測定機器の校正(内部校正)を支部 B の校正部においてそれぞれ実施している場合には、本部及び支部 B が「関連する事務所」に該当します。

「関連する事務所」の記載にあたっては、「関連する事務所」で実施される業務内容、例えば「マネジメントシステム統括」、「内部校正」等について付記してください。

なお、この手引き中の様式記入例は「関連する事務所」として「マネジメントシステム統括担当」と「内部校正担当」を含めた試験所をモデルに作成しています。記入例を参考に、登録を受けようとする試験所、関連する事務所を含む試験事業者の組織、マネジメントシステムに応じた申請書類を作成し、提出してください。

(様式1)の記入例

登録申請書

□□□□年□□月□□日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 殿

住所 東京都渋谷区東原一丁目3番1号
 申請者の氏名又は名称及び 株式会社製品試験センター
 法人にあっては代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎

産業標準化法第57条第1項の規定に基づき、下記のとおり試験事業者の試験所の登録を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	別紙のとおり
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	別紙のとおり
登録を受けようとする試験所	ふりがな	つくばしけんしょ
	名称	つくば試験所
	ふりがな	いばらきけんつくばしまつその1ちょうめ3ばん1ごう
	所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市松園一丁目3番1号 (〒305-□□□□)
	電話番号	029-861-□□□□
関連する事務所	名称及び所在地	① 本部品質管理部 (マネジメントシステム統括) 東京都□□区□□町一丁目 2番3号 □□ビル4F ② 校正部(内部校正) 茨城県□□市□□町□□番地 □□ビル3F
別紙書類一覧		
○産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第2条第1項		
1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(第1号) 2 製品試験等の事業の概要及び業務の実績(第2号イ) 3 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項(第2号ロ) 4 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別(第2号ハ) 5 製品試験等の事業を行う施設の概要(第2号ニ) 6 製品試験等の事業を行う組織に関する事項(第2号ホ) 7 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項(第2号ヘ) 8 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績(第2号ト) 9 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする第1条の		

	区分において試験を実施する能力を有することを証する書類(第2号チ)	
--	-----------------------------------	--

法人番号:	有り	<input checked="" type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
-------	----	-------------------------------------	----	--------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(様式2)の記入例

登録を受けようとする試験方法の区分の別紙

登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	A 試験
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	試験方法規格 JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> . (□□法に限る) これを引用する規格 JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> .
	試験方法の区分の名称	B 試験
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	試験方法規格 JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> これらを引用する規格 JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> .
	試験方法の区分の名称	C 試験
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	試験方法規格 JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> . (<u>□□の認証制度に活用する場合に限る</u>) これを引用する規格 JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> □□□□□ <input type="checkbox"/> .

1.4 登録申請書以外の書類の記入・作成要領

1.4.1 省令第2条第1項で定める書類

(1) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

登記事項証明書又はこれに準じるものを探して下さい。

申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるものを探して下さい。

(2) のイ) 製品試験等の事業の概要及び業務の実績 (様式4)

試験所における製品試験等の事業の概要を示す書類を探して下さい。その内容がパンフレット等に記載されている場合は、パンフレット等を提出いただいてもかまいません。また、申請する試験方法又は類似する試験方法について、申請日の直近1年間(前年度の実績でも可)の実績を記入して下さい。

注) 試験実績については、技術的能力を客観的に確認するために、原則、測定不確かさ評価が実施できる件数の実績が必要となります(新規及び区分追加に係る登録申請に限る)。

この実績は、内部の試験依頼でも結構ですが、受注から試験証明書発行までの一連の手続きを含んで試験を実施していることが必要です。試験実績がない場合は、事前にIAJapanにご相談ください。

「試験方法の規格番号・試験方法名」欄には、JISの記号・番号、及び特定できる場合には、それらの規格の項目番号及びその試験方法名を記入して下さい。

(様式4)の記入例

2 のイ. 製品試験等の業務の実績 (□□□□年□□月□□日～□□□□年□□月□□日)			
試験方法の規格番号・試験方法名	件数	試験方法の規格番号・試験方法名	件数
JIS Z □□□□ □□試験方法	123		
JIS A □□□□の□. □ □□試験方法	89		
JIS A □□□□の□. □ □□試験方法	53		
//////////		//////////	
//////////		//////////	

(2) のロ) 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項 (様式5)

製品試験等事業以外の事業の種類及び概要を示す書類を探して下さい。その内容がパンフレット等に記載されている場合は、パンフレット等を提出していただいてもかまいません。

また、試験所の組織的位置付けを含む全体の組織体系図を提出して下さい。

(2) のハ) 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別 (様式6)

申請する製品試験等の事業を実施するために使用する器具、機械又は装置等について一覧表を作成して下さい。試験方法により試験環境の測定・監視が必要な場合は環境測定用の機器が該当します。これには、温度管理のための標準養生水槽やこれに付随する温度計などの装置も含まれます。

また、試験所で内部校正を行っている場合は内部校正に用いる参照標準、作業標準も該当します(用語「内部校正」の定義は、IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)をご参考ください。)。

消耗品、一般的な事務機器等についての記入は不要ですが、試験結果に間接的に影響を与える補助器具(例えば、電球形 LED ランプの全光束測定に際して、積分球内でランプを取り付ける際の位置決めに使用される「レーザ墨出し器」など)の記入は必要です。

「製造番号」欄には、装置等の製造番号(ロット番号)を記入してください。

装置等に製造番号がない場合は、当該機器等を特定することができる管理番号を記入してください。

「性能」欄には、当該機器等の測定範囲、精度等の特性を記入してください。

「所在の場所」欄には、当該機器等が設置されている試験室等の名称を記入してください。

「所有」欄には、当該機器等を所有している場合は「所有」と、レンタル・リース等により借り入れている場合は「借入」と記入してください。

「図中」欄には、次項(2 の二)の試験事業を行う施設の概要の試験所の配置図(様式6)の機器等ごとに付してある番号に対応させて、その番号を記入してください。

(様式6)の記入例

2 のハ. 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

第1試験室

名称	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有	図中
A_試験機	(株)メグロ製作所	GPZ-900R	9612-A10	1	測定範囲:150 mm 精度:0.02 mm	第1試験室	所有	①
B_試験機	アサカ技研(株)	CL72-UBM AN92	R64B3602	1	試験荷重: 1 kg~50 kg	第1試験室	所有	②
C_テストメータ	ハママツテック(株)	YB-1	5760296B	1	C 及び B スケール	第1試験室	所有	③
D_測定装置	(株)コレダ	SLDP-39N	S-78009M	1	最大負荷:50 t	第1試験室	借入	④
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

第2試験室

名称	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有	図中
E_試験機	(株)メグロ製作所	GPZ-900R	9612-A24	1	測定範囲:150 mm 精度:0.02 mm	第2試験室	所有	⑤
F_試験機	アサカ技研(株)	CL72-UBM AN92	R64B3688	1	試験荷重: 1 kg~50 kg	第2試験室	所有	⑥

(2の二)製品試験等の事業を行う施設の概要

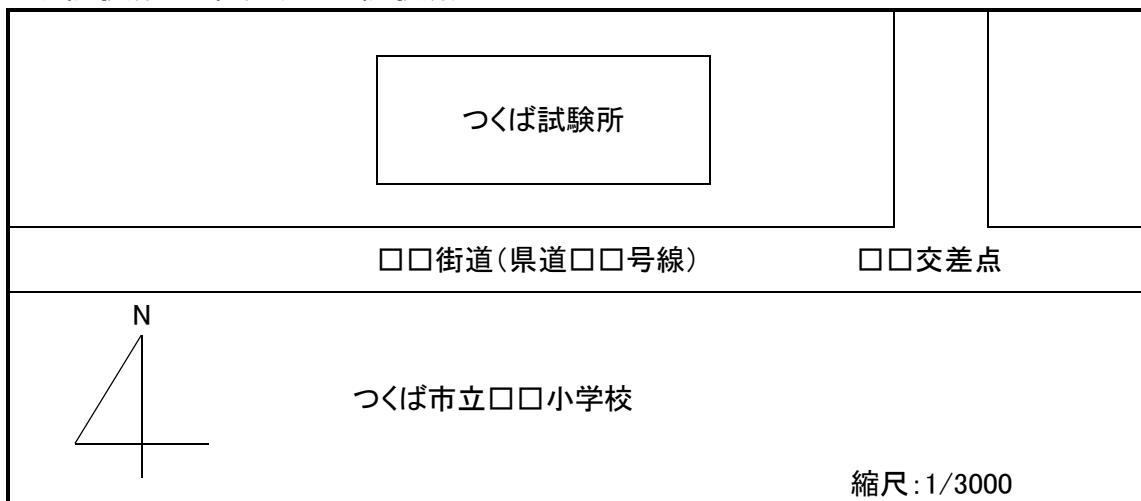
(2の二)(1) 試験所の配置図 (様式7)

試験事業を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。この際、用紙の大きさに対応した縮尺で記入してください(様式7の記入例 (1-1)、(1-2)を参照)。

(様式7)の記入例

2の二. 製品試験等の事業を行う施設の概要

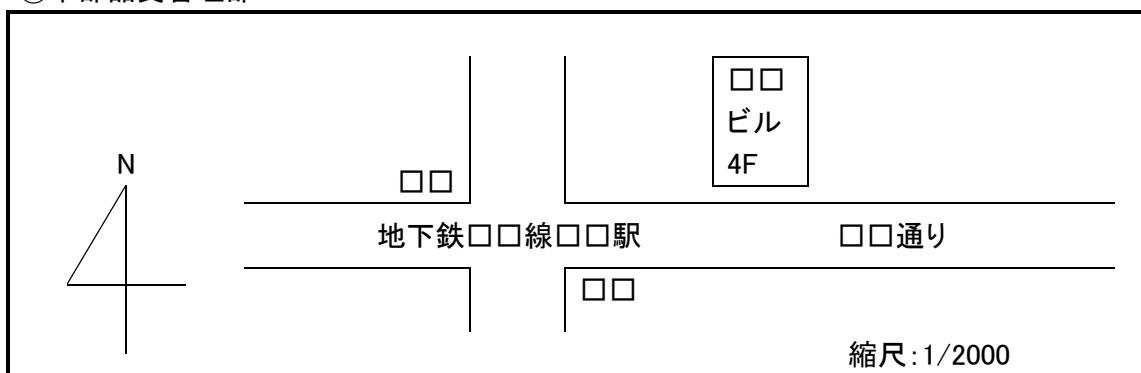
(1-1) 試験所の配置図(つくば試験所)



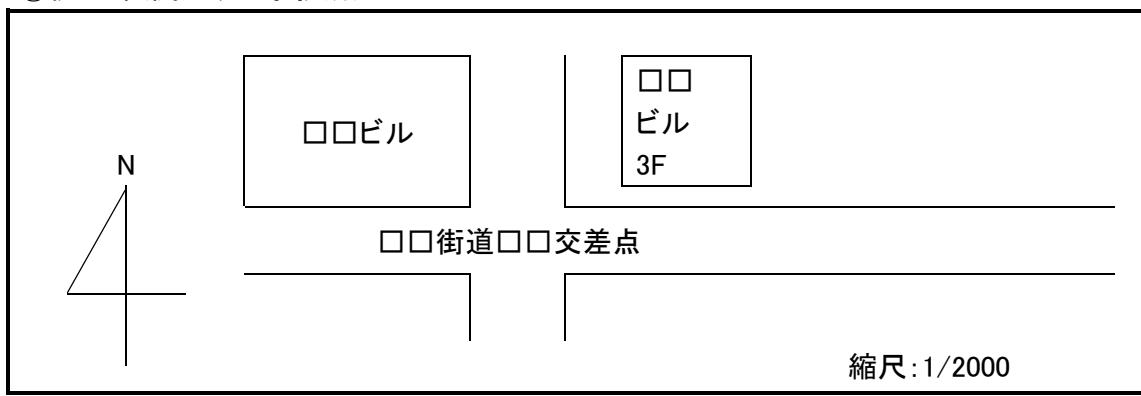
2の二. 製品試験等の事業を行う施設の概要

(1-2) 試験所の配置図(関連する事務所)

①本部品質管理部



②校正部(関連する事務所)



(2 の二) (2) 試験室等の機器の配置図 (様式8)

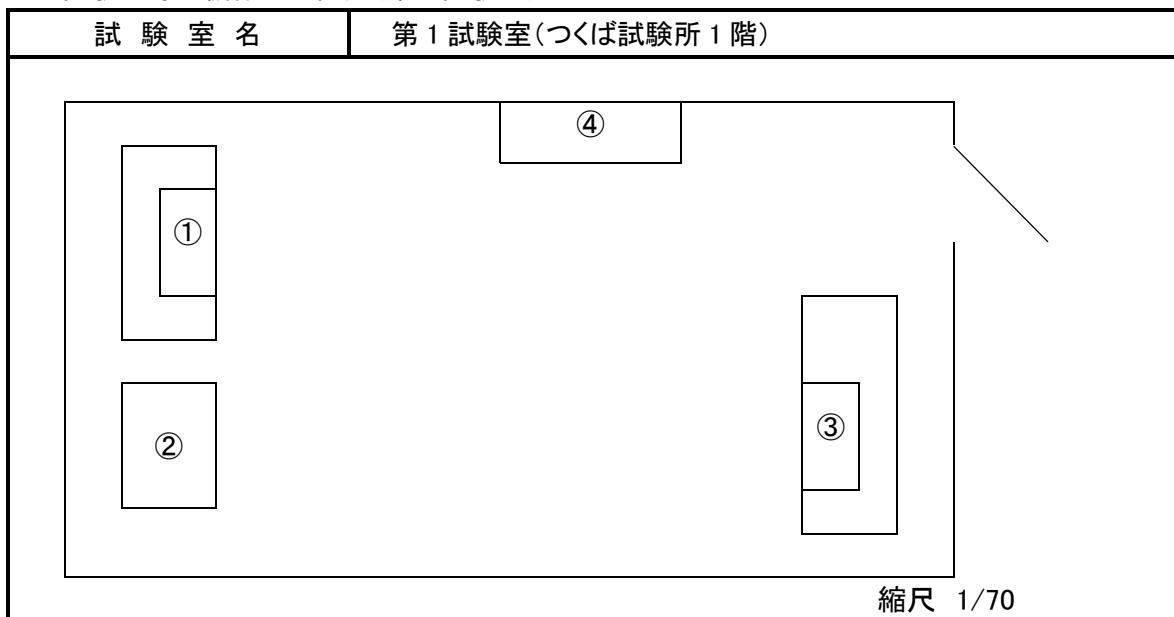
試験事業を行う部屋の機器配置状況の概要を図示してください。

この際、配置図中の装置番号は、前項(2 の口)試験に用いる装置の一覧(様式6)の「図中」欄の番号と対応するようにしてください(様式8の記入例 (2-1)、(2-2)を参照)。

(様式8)の記入例

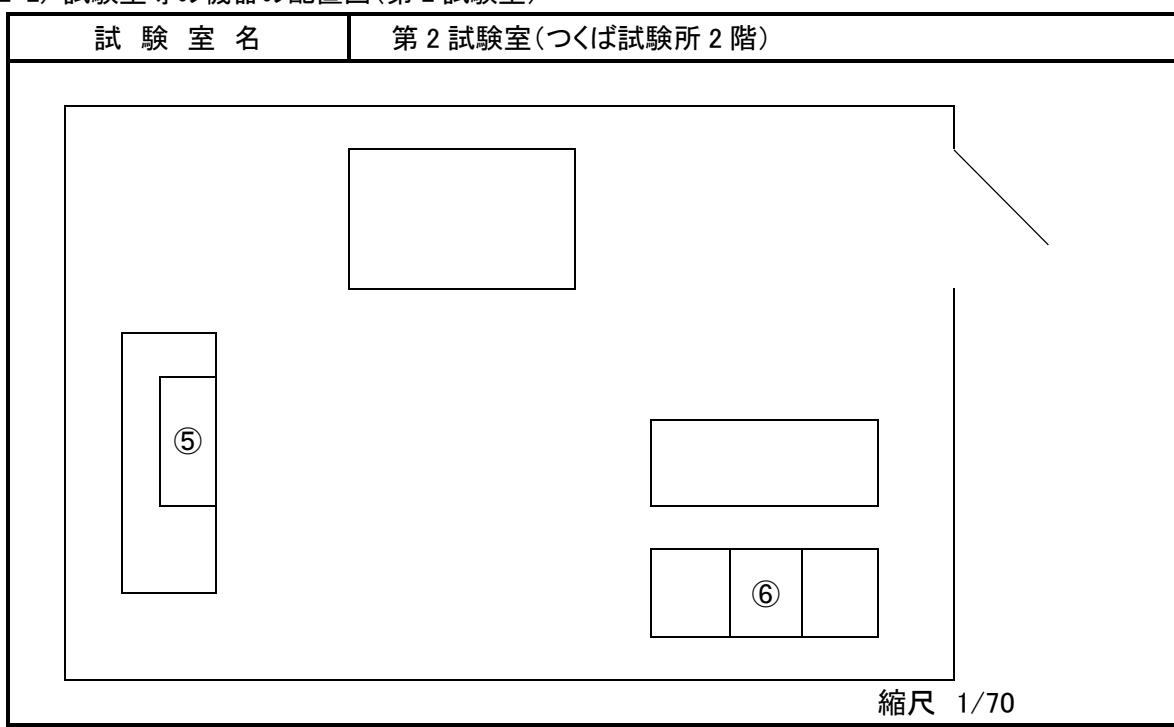
2 の二. 製品試験等の事業を行う施設の概要

(2-1) 試験室等の機器の配置図(第1試験室)



2 の二. 製品試験等の事業を行う施設の概要

(2-2) 試験室等の機器の配置図(第2試験室)



(2の木) 製品試験等の事業を行う組織に関する事項

(2の木)(1) 試験所の組織図 (様式9)

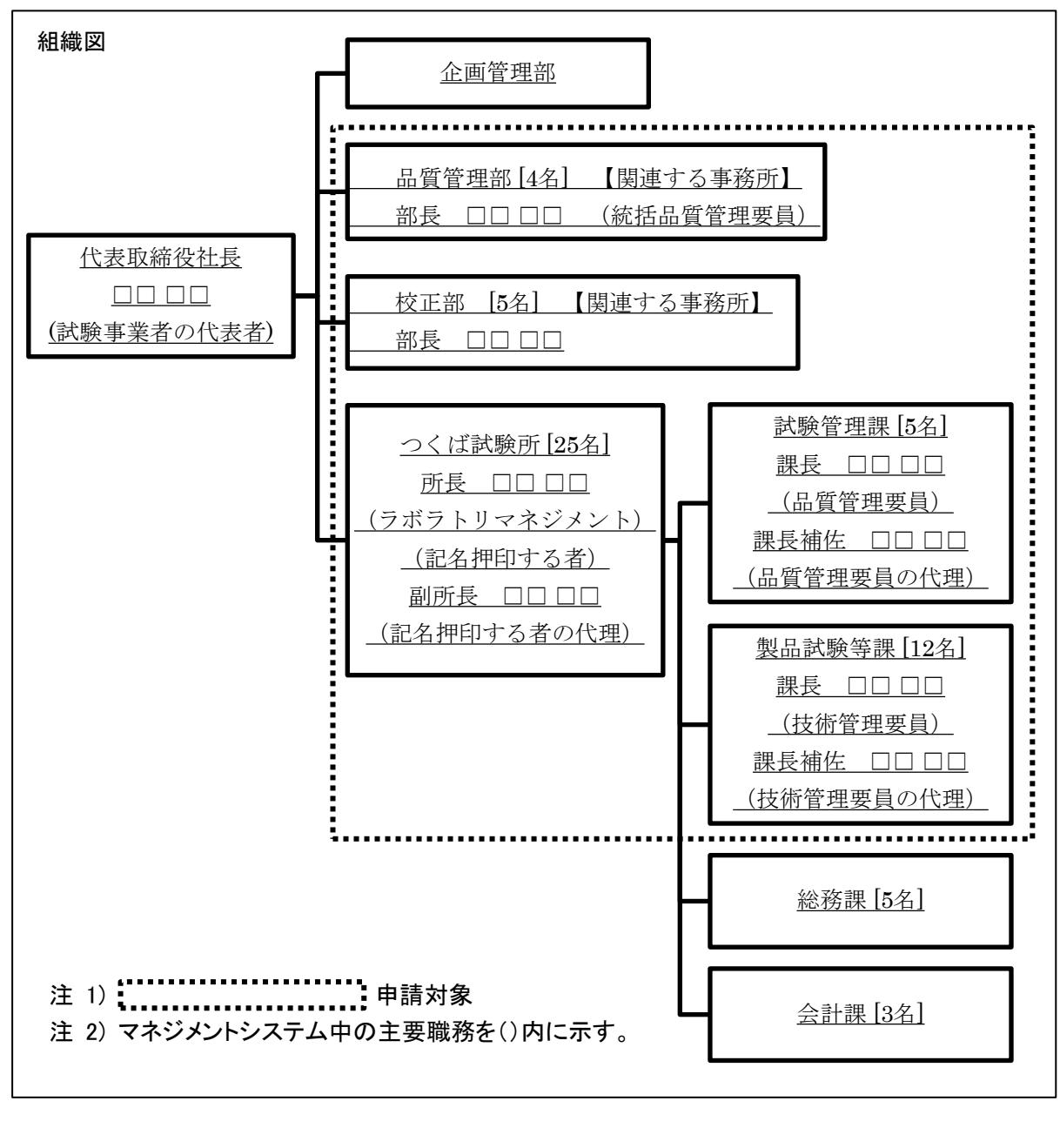
試験事業を行う実施責任体制を明確にするために組織体系を図示してください。

この際、次の(2)主要職員名簿の項(様式10)で記入する、ラボラトリマネジメント、技術管理要員、品質管理要員及び署名又は氏名の記載・押印する者及び試験事業者の代表者の組織における位置づけ(要員の人数を含む。)を明確にしてください。また、登録申請の対象範囲を明確にするために、該当する範囲を点線で囲んでください。

(様式9)の記入例

2の木. 製品試験等の事業を行う組織に関する事項

(1) 試験所の組織図



(2 の木) (2) 主要職員名簿 (様式 10)

被選任者が複数の場合は、欄を追加し記入してください。

「職名」欄には、登録を受けようとする試験事業者の試験所における職名を記入してください。

「関連する経験」欄には、関連する業務に従事した経験について従事した期間も含めて記入してください。

(様式10)の記入例

2 の木. 製品試験等の事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿(つくば試験所)

ラボラトリマネジメント		
氏名	□□ □□	
職名	つくば試験所 所長	
関連する経験	2016 年～	つくば試験所 所長
技術管理要員		
氏名	□□ □□	
職名	つくば試験所 製品試験課 課長	
関連する経験	2008 年～	本部企画管理部 他
	2009 年～2015 年	大阪試験所 試験管理課
	2016 年～	つくば試験所 製品試験課 課長
技術管理要員の代理		
氏名	□□ □□	
職名	つくば試験所 製品試験課 課長補佐	
関連する経験	2003 年～	大阪試験所 他
	2010 年～2012 年	本部 品質管理部
	2013 年～	つくば試験所 製品試験課 課長補佐
品質管理要員		
氏名	□□ □□	
職名	つくば試験所 試験管理課 課長	
関連する経験	1999 年～	大阪試験所 他
	2008 年～2013 年	本部 企画管理部
	2014 年～	つくば試験所 試験管理課 課長
品質管理要員の代理		
氏名	□□ □□	
職名	つくば試験所 試験管理課 課長補佐	
関連する経験	2000 年～	大阪試験所 他
	2008 年～2018 年	本部 品質管理部
	2019 年～	つくば試験所 試験管理課 課長補佐
署名又は記名押印する者		
氏名	□□ □□	
職名	つくば試験所 所長	
関連する経験	2016 年～	つくば試験所 所長
署名又は記名押印する者の代理		
氏名	□□ □□	
職名	つくば試験所 副所長	
関連する経験	1996 年～	つくば試験所 他
	2004 年～2018 年	本部 企画管理部
	2019 年～	つくば試験所 副所長

2 の木. 製品試験等の事業を行う組織に関する事項

主要職員名簿(関連する事務所:本部品質管理部)

総括品質管理要員		
氏名	□□ □□	
職名	本部 品質管理部 部長	
関連する経験	1997 年～	つくば試験所 他
	2008 年～2016 年	つくば試験所 技術部長
	2017 年～	本部 品質管理部 部長

(2 のへ) 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項**(2 のへ)(1) 登録を受けようとする試験方法の区分を示す書類**

様式2を準用(様式名を「登録を受けようとする試験方法の区分を示す書類」とする)し書類を作成してください。ただし、登録申請書の別紙(様式2)を添付する場合は、作成の必要はありません。

(2 のへ)(2) マネジメントシステム文書一覧 (様式11)

申請する試験事業の実施のために必要な文書、試験手順書等のマネジメントシステム文書の一覧表を作成してください。マネジメントシステム文書はいかなる名称でも構いません。

また、マネジメントシステムを選択肢A又は選択肢Bのいずれに基づき実施しているかを明記してください(様式11の記入例を参照)。

申請時に、この一覧表に掲載した全てのマネジメントシステム文書を提出する必要はありませんが、次の(2 のへ-3)で提出する文書を識別してください。

なお、審査プロセスにおいては、この一覧表以外の文書及び記録を含め、審査用資料として別途提出を求める場合があります。

(2 のへ)(3)マネジメントシステム文書の写し

2 のへ-2 で提出する文書として識別したマネジメントシステム文書の写し(両面印刷可)を提出してください。申請時に提出が必要な文書は、以下のとおりです。個々の文書の提出の要否は、(様式11)の記入例を参考してください。

- ・ISO/IEC 17025 箇条4 及び箇条5 で定める要求事項に対応した文書。
- ・ISO/IEC 17025 箇条6 及び箇条7 で定める要求事項に対するプロセス・手順を規定した文書。ただし、これらの手順・プロセスを引用し、当該手順・プロセスの概要をまとめた文書(例えば品質マニュアル、試験プロセス運営手順書など)がある場合には、その文書を提出すれば、引用する手順・プロセスを規定した文書(ただし、施設、環境条件、設備、測定のトレーサビリティ、試験証明書及び JNLA 標章に関するものを除く。)の提出は不要です。
- ・サンプリング手順書、サンプル前処理手順書、試験手順書等の標準操作手順書(SOP)。
- ・測定の不確かさの評価手順書及び不確かさの評価結果(不確かさバジェット)。

(2 のへ)(4) 登録後に発行する標章等を付す試験証明書の様式案

登録を受けた後に発行する JNLA 標章等を付す試験証明書の様式案を提出してください。

様式案では、「JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)」I. 登録に関する一般要求事項 7.8(結果の報告)で要求する試験証明書(記載事項)を明確に識別してください。

なお、JNLA 標章は、登録後に IAJapan より提供される清刷を使用する必要があります。様式案には、JNLA 標章等を付す位置(枠)を示してください。

(2 のへ)(5) 試験証明書の電磁的方法による発行手順(電磁的方法によって発行する場合に限る)

試験証明書を電磁的方法によって発行する場合、少なくとも次の内容を記載した文書を提出してください。試験証明書を電磁的方法により発行する場合の要件については、「JNLA 試験証明書の電磁的方法による発行について(仮題)」を参考にしてください。

- 1) 記名捺印又は署名に代えて行う電子署名の方法
- 2) 試験成績書の電磁的方法による発行の手順

(様式11)の記入例

2 のへ. 製品試験等の事業の実施方法に関する事項		
(2) マネジメントシステム文書一覧		
文書番号	文 書 名	制定又は最新更新年月日
PP-0400-R02	組織、責任権限、公平性及び機密保護管理規程 (*)	2019.02.01

	PP-0602-R03 PP-0603-R04 PP-0604-R04 PP-0606-R02 PP-0701-R02 PP-0704-R03 PP-0705-R05 PP-0707-R01 PP-0708-R08 PP-0709-R03 PP-0710-R01 PP-0803-R05 PP-0805-R04 PP-0807-R05 PP-0808-R05 PP-0809-R01	教育訓練及び力量評価規程 施設及び環境条件管理規程(*) 設備及び測定のトレーサビリティ管理規程(*) 外部提供製品及びサービス管理規程 依頼、入札及び契約レビュー規程 サンプル取扱規程 技術記録及び試験データ管理規程 内部精度管理及び外部精度管理規程 試験証明書及び標章管理規程(*) 苦情処理規程 不適合管理規程 文書及び品質記録管理規程 リスク管理、改善及び顧客フィードバック管理規程 是正処置規程 内部監査規程 マネジメントレビュー規程	2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01
SOP-0700-R01 SOP-0703S01-R02 SOP-0703S02-R02 SOP-0702S01-R02 SOP-0702S02-R02 SOP-0702S03-R02 SOP-0706-R03	試験プロセス運営手順書(*) サンプリング手順書(*) サンプル前処理手順書(*) A 試験手順書(*) B 試験手順書(*) C 試験手順書(*) 測定の不確かさの評価手順書(*)		2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01 2019.0.2.01
マネジメントシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 選択肢A	<input type="checkbox"/> 選択肢 B	

(例) (*)は申請時に申請書類として機構に提出している文書に付けてください。これらの文書に変更があったときは、登録(登録の更新)申請書等変更届(様式15)による届出が必要となります(省令第2条第2項)。

(2のト) 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績 (様式12)

試験事業に従事する方(補助者を除く)の氏名及び試験事業に従事した経験について記入してください。

「主任」欄には、申請に係る試験の実施について責任を有する者に○印を記入してください。

「担当試験業務」には、様式2に記載した試験方法の区分の名称を記入してください。

(様式12)の記入例

2 のト. 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏 名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績	
○	□□ □□	2002.4.1	A 試験 B 試験	2002～2005 つくば試験所 試験課 2006～2015 大阪試験所 試験課 2016～ つくば試験所 製品試験課	
○	□□ □□	2003.4.1	C 試験	2003～2010 つくば試験所 試験課 2010～2014 大阪試験所 試験課 2015～ つくば試験所 製品試験課	
	□□ □□	2007.4.1	A 試験 C 試験	2007～ つくば試験所 第2試験室	

	□□ □□	2011.4.1	B 試験 C 試験	2011～2015 大阪試験所 試験課 2016～ つくば試験所 製品試験課	

(2 のチ) 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする試験方法の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類(様式自由)

試験を実施する能力を有することを証する書類として、登録を受けようとする省令第1条の区分ごとの技能試験結果及び／又は試験所間比較(代替手法を含む。以下同じ。)の結果を示す記録を提出してください。利用可能な技能試験及び試験所間比較の種類は、「IAJapan技能試験に関する方針(URP24)」の5をご参照ください。

なお、試験証明書を別紙4に示す認証制度に限定して活用する場合は、当該認証制度の運用機関又は運用機関が指定する機関が行った試験を実施する能力の確認の結果を示す記録に替えることができます。この場合、登録申請書の「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄及び登録後に発行する標章等を付す試験成績書の様式(案)にその旨を明記してください(1.3(5)及び1.4.1(2のヘ)参照)。

注)この書類は、電磁的記録の分野に係る1.4.2(4) 結果の妥当性の確保に関する資料の一部を兼ねることができます(なお書きの書類を除く。)。

1.4.2 その他必要な書類

(1) 「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」(様式3A)

登録を受けるにあたり、試験事業者として「JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)」の該当する事項への遵守を誓約していただくため、内容を御確認の上、様式3Aの誓約書を提出してください。

(2) 申請案件に関する担当者及びその連絡先等 (様式13)

登録審査業務を適切かつ迅速に実施するため、申請試験事業者の窓口となる担当者を様式13によりお知らせください。IAJapan(審査チームを含む。)からの連絡は、原則として窓口となる担当者に行います。

また、登録された後、IAJapanホームページ等により登録試験事業者を公表する場合に使用する情報として登録を受けようとする試験所の問い合わせ窓口(担当部署名、電話・FAX等)もお知らせください。

なお、公表を希望しない事項がある場合には、該当する欄にその旨を御記入ください。

(3) 登録免許税納付届 (様式14)

申請試験事業者は、1 登録申請(区分追加に係る登録申請を含む)ごとに登録免許税を納付し、「登録免許税納付届」(様式14)に納付領収証書を貼付してIAJapanに提出する必要があります。納付領収証書は、登録免許税法の規定に基づき、必ず原紙を提出してください。

(4) 結果の妥当性の確保に関する書類

申請試験事業者/登録試験事業者は、登録を受けようとする試験方法の区分について、ISO/IEC 17025 7.7の要求事項を満たしていることを実証するための記録を提出してください。

なお、技能試験及び／又は試験所間比較に参加した場合は、これらの結果を示す記録及び参加計画を提出してください。技能試験及び試験所間比較については、「IAJapan 技能試験に関する

方針(URP24)」の該当規定をご参照ください。登録の分野で技能試験が提供されていない場合には、試験所間比較の記録を提出してください。

1.5 登録申請に対する登録プロセス

1.5.1 概 要

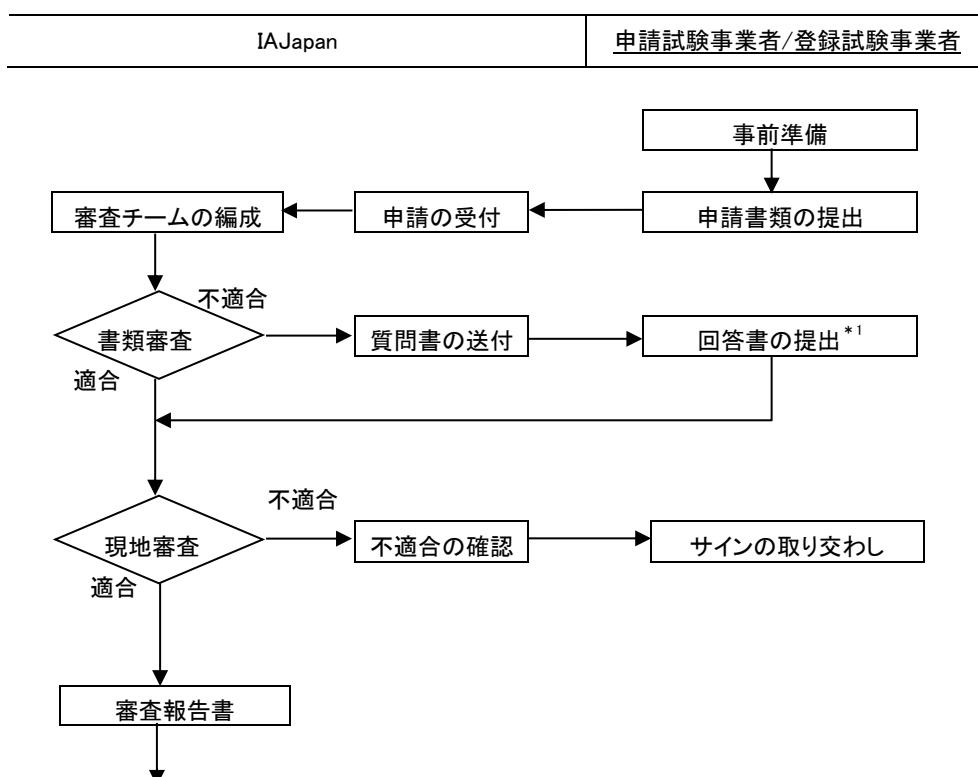
IAJapanは、申請を受理した後、申請試験事業者/登録試験事業者が登録基準に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての登録基準に適合していると判断された場合にのみ登録されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で重大な不適合が確認されなければ、現地審査(試験所における審査)が実施されます。この際、申請試験事業者/登録試験事業者は申請範囲内に限り、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は登録できない場合があります。

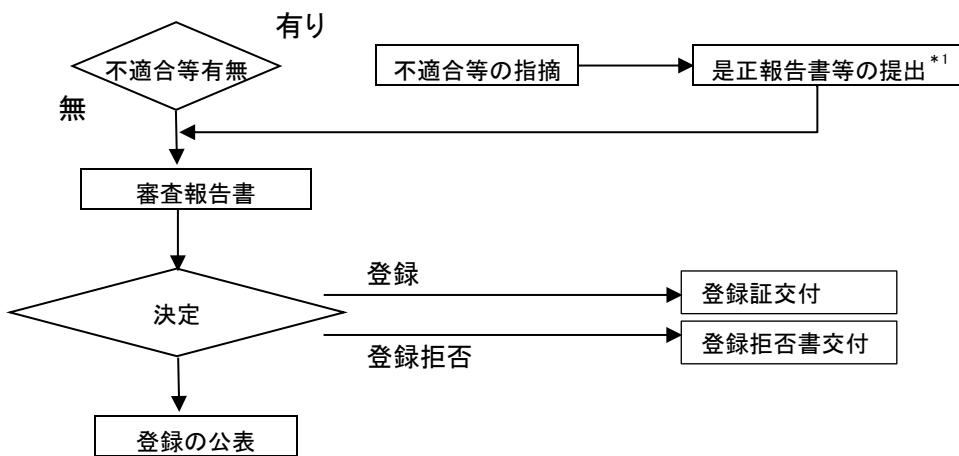
なお、すべての登録プロセスにおいて申請試験事業者/登録試験事業者からの申し出により、登録手続きを取り下げ又は中断することができます。ただし、登録申請の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。

次に登録のプロセスを、順を追って解説します。

- 注)1. マネジメントシステムの運営状況の確認のため、実際にマネジメントシステムを運用し、内部監査及びマネジメントレビューを行った実績が必要です。
- 2. 審査の過程でIAJapan又は審査チームから是正報告書等の提出が求められる場合や再現地審査が実施される場合があります。
- 3. IAJapanに申請書が受理されてから、登録証の交付又は登録拒否書の交付までの標準処理期間は、150日です。ただし、申請試験事業者/登録試験事業者側の回答等の作成期間、是正処置等の実施期間、IAJapan業務の休日等は、処理期間の日数から除外されます。

登録プロセス





*1 質問書に対する回答書又は是正報告書等(懸念事項に対する回答書を含む)の提出期限は「提出が求められた日から起算して、原則事業者の20営業日以内」とします。(期限切れは、次工程に進みます。)

1.5.2 審査チームの編成

IAJapanは、登録申請ごとに申請の事業区分に適した1名以上の審査員と、必要に応じて、技術専門家を、予め力量評価された資格保有者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダが置かれます。審査チームの規模は、申請の範囲等を勘案したものとなります。

審査チームが編成されると、申請試験事業者／登録試験事業者に審査チームの氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。

なお、全ての審査員及び技術専門家には審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。

1.5.3 書類審査

審査チームは、申請に必要な書類がすべて添付され、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、試験の方法や不確かさの評価方法などの技術的事項についても書面で審査します。

審査チームは、書類審査の結果、申請書類の記載事項に不明な点等がある場合、質問書を送付しますので、申請試験事業者／登録試験事業者は質問を受けた日から起算して原則事業者の20営業日以内に書面で回答してください。回答に20営業日以上を要する場合又は再質問があった場合には、追加の回答書を提出してください。最終的な回答書の提出期限は、最初に回答書の提出を求められた日から起算して原則事業者の60営業日を上限とします。60営業日を経過しても最終的な回答書が提出されない場合には次工程に進みます。

1.5.4 現地審査

書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、試験事業を実施する試験所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題がないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、申請試験事業者／登録試験事業者の品質管理要員、技術管理要員や試験従事者に対するヒアリングや模擬的な試験作業を観察する立会試験などの方法で行われます。

なお、申請時に技能試験及び／又は試験所間比較の実績がないなどの場合、「IAJapan技能試

験に関する方針(URP24)」に基づき、これに代わる一定の条件を満たすことが必要になる場合がありますので、事前にIAJapanにご相談ください。

現地審査の実施に当たっては、審査チームは予め申請試験事業者/登録試験事業者と合意の上、現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。申請試験事業者/登録試験事業者は、審査チームが主要職員と面談できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。

以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。

◇ 現地審査の典型的なスケジュール

第1日目

- 開始会合

審査チームは、申請試験事業者/登録試験事業者と現地審査手順、時間割などを確認します。

- マネジメントシステムに係る審査

マネジメントシステムに関する質問が、通常、管理主体、品質管理要員、技術管理要員及びその他関係要員に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の審査が実施されます。

第2日目

- 通常、試験方法の区分ごとに1件以上の立会試験の審査が実施されます。同時に技術管理要員、試験従事者に対して、試験方法、不確かさの評価、施設、試験用機器等に関する質問がなされます。

- 審査チームリーダによる審査結果の取りまとめ

審査チームのみによる会合が持たれ、審査チームにより審査結果が取りまとめられます。

- 終了会合

審査チームリーダは、申請試験事業者/登録試験事業者の試験所の代表職員(試験所長など)に対して、現地審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームと試験所の代表職員との間で、審査で発見された不適合、懸念事項又はコメントを文書により双方で確認します。

1.5.5 是正処置等

IAJapanは、現地審査終了後、審査チームが取りまとめた現地審査報告書を申請試験事業者/登録試験事業者に送付します。確認された不適合については、原則事業者の20営業日以内に「不適合の是正報告(及び是正計画)書」(様式25)を、懸念事項については原則事業者の20営業日以内に「懸念事項に対する回答書」(様式26)を提出してください。不適合に対する是正に20営業日以上を要する場合には、「不適合の是正報告(及び是正計画)書」(様式25)を提出してください。最終的な是正報告書の提出期限は、最初に是正報告書の提出を求められた日から起算して原則60営業日を上限とします。60営業日を経過しても適切な是正の完了が確認できず、登録基準への適合が確認できない場合には、登録(登録の更新)されません。

なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、申請試験事業者/登録試験事業者による適切な処置が望まれます。

1.5.6 登録

全ての審査終了後、審査チームは申請試験事業者/登録試験事業者による是正措置の結果を含め、審査結果を評定委員会又はIAJapanボード(以下「評定委員会等」という。)に報告し、評定委員会等が審査結果を評定します。評定委員会等による評定の結果を踏まえて認定センター所長が問題ないと判断すれば、登録がされます。また、登録の証として機構から登録証が交付されます。登録証には、登録事業者の名称、登録番号、試験所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された

内容が記載されます。この登録証に記載された内容が登録された範囲となります。

登録証に記載される登録番号は、西暦の下2桁の数字を付し(ただし、1997年から1999年はZ7からZ9としています。)、更に、0101から始まる4桁の番号を付し、最後に試験所の所在する国名コードを、JIS X 0304に従って2桁で付し表記される番号で、一つの試験所に一つの登録番号を付すこととしています。同一の試験所で、複数の試験方法の区分の申請や区分追加に係る登録申請がある場合であっても、同一の番号になります。すべての登録区分を廃止した場合は、その登録番号は、欠番となります。

機構は、登録と同時に登録試験事業者の名称及び所在地、登録番号、試験方法の区分等を官報に掲載します。これに加え、IAJapanは登録事業者等一覧をIAJapanホームページに掲載します。

2. 登録申請内容の変更の手続き

登録申請中又は登録後に、申請時に提出した申請書の「登録(登録の更新)申請書」(様式1)又は別紙書類の記載内容に変更が生じた場合は、「登録(登録の更新)申請書等変更届」(以下「変更届」という。)(様式15)による届出が必要です。

2.1 届出に必要な書類

変更届(1通)及び関係書類をご提出ください。

変更による必要な手続き等の例については、別紙3(変更内容の例)を参照してください。

注)1. 改正したマネジメントシステム文書を届出される場合は、改正頁を含む全頁をご提出ください。

2. 届出に伴って登録証の書換えが必要な場合は、機構が新たな登録証を発行します。新たな登録証がお手元に届きましたら、機構からの案内に従って、旧登録証の返送をお願いします。

2.2 変更届の記入要領

(1) 「登録(登録の更新)申請書等変更届」

様式15中の「登録(登録の更新)」を「登録」と修正してください。

(2) 「名称及び代表者の氏名」

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

なお、代表者から権限委任を受けた者が代表者に代わって手続きを行う場合は、その者が当該手続きに係る権限委任を受けていることを証明する書類(「委任状」(様式22):代表者の氏名の記載及び押印又は代表者の署名が必要)を添付してください。

(3) 「変更内容」

変更する事項について、簡潔に記入してください。(例えば、「マネジメントシステム文書の改訂」等。)

また、変更点が明確になるように、変更する前の内容と、変更した後の内容とを比較してその概略を記述してください。変更届本体に記入しきれないときは、別紙資料としてもかまいません。また、別添として変更書類を添付する場合は、変更後のものだけで結構です。

(4) 「変更年月日」

上記変更が行われた年月日を記入してください。

(5) 「変更理由」

上記変更が行われた理由を簡潔に記入してください。

2.3 既に登録を受けた試験方法の区分内で登録範囲を拡大する場合

既に登録を受けた試験方法の区分内で、新たな JIS 試験方法を追加し登録範囲を拡大する場合は、変更届を提出してください。その場合の変更理由は、「登録範囲の変更」になります。ただし、一般的には試験装置、施設、組織、実施の方法に関する変更も伴うと考えられますので、該当する場合はそれらの変更内容もすべて記入してください。IAJapan が変更届の内容を確認し、受理した後、登録証の書換えを行います。なお、変更届を受理するまでの間は、新たな JIS 試験方法で JNLA 標章を付した試験証明書を発行することはできません（変更届を受理した際、IAJapan からご連絡いたします。）。

また、変更届を受理した後、試験装置、施設、環境等の確認のため、法に基づく立入検査により確認を行う場合があります。この場合、登録証の書換えは、立入検査で問題がないことを確認してからとなります。

注) 登録試験所について、区分追加に係る登録申請をする場合は、当該区分について登録申請の手続きが必要になります。

また、登録を受けた直近に、該当区分内の登録範囲拡大を変更届により行う必要が生じないように、登録申請時の区分の範囲については充分にご検討ください。

2.4 試験室の改修、試験設備の変更等の場合

試験室の改修、試験設備の変更等を行う場合は事前にご相談のうえ、変更届をご提出ください。変更後の状況を確認するため、必要に応じて画像データ、測定データ、校正証明書等の提出を追加で求める場合があります。なお、IAJapan が変更届を受理するまでの間は、変更後の環境において JNLA 標章を付した試験証明書の発行はできません（変更届を受理した際、IAJapan からご連絡いたします。）。また、試験の実施に重大な影響を与える変更の場合は、法に基づく立入検査を実施する場合があります。

(様式15)の記入例

登録申請書等変更届		□□□□年□□月□□日
独立行政法人製品評価技術基盤機構		
理事長 殿		
住所	東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号	
申請者の氏名又は名称及び 株式会社製品試験センター		
法人にあっては代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎		
下記1. のとおり試験事業者の登録等の申請をしましたが、下記 2. のとおり変更がありましたので、届け出ます。		
記		
1. 申請書記載内容等		
登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	別紙のとおり
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	別紙のとおり

登録を受けようとする試験所	ふりがな 名称	つくばしけんしょ つくば試験所
	ふりがな	いばらきけんつくばしまつその 1 ちよう め 3 ばん 1 ごう
	所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市松園一丁目 13 番 1 号 (〒305-□□□□)
	電話番号	029-861-□□□□
	登録番号(登録試験事業者に限る)	該当なし
	関連する事務所	名称及び所在地
関連する事務所		本部品質管理部 (マネジメントシステム統括) 東京都□□区□□町一丁目 2 番 3 号□□ビル 4F
		校正部(内部校正) 茨城県□□市□□町□□番地 □□ビル□□F

2. 変更内容

(1)申請書記載内容等:関連する事務所から校正部を削除

- ①変更前 「1.申請内容等」の「関連する事務所」のとおり
- ②変更後 以下のとおり

関連する事務所	名称及び所在地	本部品質管理部 (マネジメントシステム統括) 東京都□□区□□町一丁目 2 番 3 号 □□ビル 4F
---------	---------	--

(2)別紙書類:組織及び組織・権限規程の変更

- ①変更前 既提出文書のとおり
- ②変更後 別添 様式9及び「組織、責任権限、公平性及び機密保護管理規程」のとおり

3. 変更年月日

(1)□□□□年□□月□□日

(2)□□□□年□□月□□日

4. 変更理由

- (1)校正手順の見直しにより内部校正を廃止したため、関連する事務所の校正部を削除する。
- (2)組織見直しのため

3. 登録申請の取下げ並びに中断及び復活の手続き

3.1 登録申請の取下げ並びに中断及び復活に必要な届出書類

登録申請取下げ並びに中断及び復活に必要な書類は、次のとおりです。

・「登録(及び認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願」(様式23)1通

3.2 登録(及び認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願の記入・作成要領

標題の(及び認定)を削除してください。また、(取下げ／手続き中断／手続き復活)等、様式23中の括弧内に／で区切られる文言については、該当する文言を選択し、それ以外は削除してください。

(1) 「申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。代表者から権限委任を受けた者による届出は認めません。

(2) 「1. 申請内容」

登録申請書に記載された内容を記載してください。

(3) 「2. 取り下げる理由／申請手続きを中断する理由／申請手続きを復活する理由」

理由を簡潔に記載してください。

(4) 「3. 申請手続きを中断する期間／申請手続きを復活する期日」 * 申請取下げ以外

本願の届出日以降の期間／期日を記載してください。

なお、「申請手続きを中断する期間」は、通算で最長6か月です。

4. 登録の更新申請手続き

「1. 登録申請手続き」を参照してください。この際、「登録」を「登録の更新」に読み替えてください。
ここでは、登録の更新に係る特有の手続き等を記載します。

なお、登録又は登録の更新後に区分追加に係る登録申請をし、登録を受けた試験事業者における場合は、次の登録の更新申請の際、全ての登録区分について登録の更新申請を行ってください。
この場合、すべての区分の登録更新年月日は同一の日付となります。

登録の更新申請も電子システムによる申請が可能ですのでご活用ください。

4.1 申請に必要な書類

登録の更新申請に当たっては、1.1 の表の書類(2 のイの事項を除く)が必要ですが、既に提出されている書類の内容に変更がないときは、申請書の「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載して、当該書類の添付を省略することができます。

4.2 申請手数料等について

登録更新申請手数料は次のとおりです。登録免許税の納付は不要です。

なお、登録の更新を受けようとする場合、現に受けている登録の有効期間が満了する日の5か月前までに、登録の更新申請書に必要な書類を添えて提出する必要があり、登録の有効期間が満了する日の5か月前までに登録の更新申請書が提出されなかった場合には、その登録は更新できず、登録の有効期間の満了を以てその効力を失います。その登録範囲について改めて登録を受けようとする場合は、新規の登録申請として取り扱われ、手数料は登録申請と同じ金額となり、また、登録免許税の納付が必要となります。

注)登録の更新申請書は、登録の有効期間が満了する5か月前までに必着です。

登録更新の電子申請による受付は、2020年4月1日から開始します。

(登録試験事業者の場合)

- 1) 製品試験の更新申請手数料(紙申請) = 200,400 円 + (82,600 円 × 区分数)
- 2) 電磁的記録試験の更新申請手数料(紙申請) = 200,400 円 + (87,900 円 × 区分数)

- 3) 製品試験の更新申請手数料(電子申請) = 198,600 円 + (82,600 円 × 区分数)
- 4) 電磁的記録試験の更新申請手数料(電子申請) = 198,600 円 + (87,900 円 × 区分数)

(登録外国試験事業者の場合)

- 1) 製品試験の更新申請手数料(紙申請) = 200,400 円 + (41,500 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)
- 2) 電磁的記録試験の更新申請手数料(紙申請) = 200,400 円 + (46,800 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)

- 3) 製品試験の更新申請手数料(電子申請) = 198,600 円 + (41,500 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)
- 4) 電磁的記録試験の更新申請手数料(電子申請) = 198,600 円 + (46,800 円 × 区分数)
+ 審査員の旅費(機構の旅費支給規程による)

登録更新申請手数料早見表(国内(製品試験)の場合:手数料令(2019年7月1日施行))

区 分 数	紙申請料金	区 分 数	紙申請料金
1	283,000 円	6	696,000 円
2	365,600 円	7	778,600 円
3	448,200 円	8	861,200 円
4	530,800 円	9	943,800 円
5	613,400 円	10	1,026,400 円

注記:電子申請の更新申請手数料は、紙申請の更新申請手数料から1,800円減額されます。

4.3 登録の更新申請書の記入要項**(1)「登録の更新申請書」**

様式1中の「登録(登録の更新)」を「登録の更新」と修正してください。

(2)「産業標準化法第57条第1項(第59条第1項、第66条第1項又は第66条第2項において準用する同法第59条第1項)の規定に基づき、…、別紙書類を添えて申請します。」

申請に応じて不要な条項を削除してください。(次表を参照のこと。)

国内試験事業者の登録の更新申請	産業標準化法第59条第1項の規定に基づき、下記のとおり試験事業者の試験所の登録の更新を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。
外国試験事業者の登録の更新申請	産業標準化法第66条第2項において準用する同法第59条第1項の規定に基づき、下記のとおり外国試験事業者の試験所の登録の更新を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

4.4 登録の更新申請書以外の書類の記入・作成要領

省令第2条第1項で定める書類

(2)のイ)製品試験等の事業の概要及び業務の実績（様式4）

直近1年間又は前年度において試験実績がない場合は、件数の欄に「0」と記入してください。

原則として1.4.1の注)は適用しませんが、試験実績がない場合においても、現地において立会試験を実施し、試験手順から測定不確かさの評価、試験証明書の発行までを確認します。

5. 登録の更新申請内容の変更の手続き

「2. 登録申請内容の変更の手続き」を参照してください。この際、「登録」を「登録の更新」に読み替えてください。なお、変更届の記載について、様式15中の「登録(登録の更新)」を「登録の更新」と修正してください。

6. 登録の更新申請の取下げ並びに中断及び復活の手続き

「3. 登録申請の取下げ並びに中断及び復活の手続き」を参照してください。この際、「登録」を「登録の更新」に読み替えてください。

7. 登録試験事業の承継の手続き

7.1 承継に必要な届出書類

登録試験事業の事業承継に必要な書類は、次のとおりです。

- ・「事業承継届出書」(様式17)1通
- ・地位を承継した事実を証する書面
- ・被承継人(試験事業を譲渡した者)に対して発行された登録証の原本
- ・「JNLA登録の一般要求事項の誓約について」(様式3B)

7.2 事業承継届出書の記入・作成要領

「事業承継届出書」(様式17)を次の要領で記入し、地位を承継した事実を証する書面及び登録証を添付してください。また、同時に「JNLA登録の一般要求事項の誓約について」(様式3B)も提出してください。

(1) 「届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。代表者から権限委任を受けた者による届出は認めません。

(2) 「被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所」

被承継人(試験事業を譲渡した者)の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所を記載してください。

(3) 「承継された試験所の名称及び所在地(郵便番号)」

承継された試験所の名称及び所在地(郵便番号)を記載してください。承継によって、試験所の名称変更がある場合は、承継される前の旧名称を記載することになります。

(4) 「被承継人の登録(登録外国)試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分」

被承継人(試験事業を譲渡した者)の登録(登録外国)試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分を記載してください。

(5) 「承継後の試験所(名称)」

承継によって、試験所の名称変更がある場合は、新しい名称を記入してください。名称変更が

ない場合は、この欄全体に斜線を引いてください。

(6) 「法人番号」

登録試験事業者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、届出書の末尾に、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。）を記載してください。

注)承継については、産業標準化法において、以下のとおり規定されております。

第六十条 登録試験事業者が当該登録を受けた試験所に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験事業者について相続、合併若しくは分割（当該登録を受けた試験所に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その登録を受けた試験所に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその登録を受けた試験所に係る事業の全部を承継した法人は、その登録を受けた試験所に係る登録試験事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録試験事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

この場合における「当該登録を受けた試験所に関わる事業の全部」とは、試験装置・設備、試験者、試験方法のみならず、ISO/IEC 17025に基づき構築したマネジメントシステム及びマネジメントシステム上の主要な職員も含まれます。

すなわち、登録申請の際提出した省令第2条第1項第2号（イを除く）に基づく書類の内容に変更がないことが求められます。部分的な事業の譲渡等は承継できず、場合によっては事業の廃止又は登録の失効となります。

なお、法人名称の変更がない場合であっても、株式の譲渡等の契約が行われた時点で、その登録事業の承継、登録事業の廃止、登録の失効となる可能性がありますので、譲渡に係る契約に当たっては、十分に御注意ください。ご不明な場合は、早期にIAJapanに御相談ください。

7.3 JNLA 登録の一般要求事項の誓約について（様式3B）

事業承継後、登録試験事業者として「JNLA 登録の一般要求事項（JNRP21）」の該当する事項への遵守を誓約していただくため、内容を御確認の上、様式3Bの誓約書を提出してください。

（様式17）の記入例

事業承継届出書		□□□□年□□月□□日
独立行政法人製品評価技術基盤機構		
理事長 殿		
住所	東京都渋谷区東原一丁目3番1号	
申請者の氏名又は名称及び 法人にあっては代表者の氏名	株式会社製品試験センター 代表取締役社長 独法 太郎 印	
下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録試験事業者の地位を承継したので、 <u>産業標準化法</u> 第60条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。		
記		
被承継人	氏名又は名称及び 法人にあってはそ の代表者の氏名	株式会社 メイティ・テック 代表取締役社長 見本 申之助
	住所	東京都渋谷区西原二丁目49番10号
承継された試験所	名称	幡ヶ谷ラボラトリー
	所在地(郵便番号)	東京都渋谷区西原二丁目49番10号

	(〒151-0066)												
被承継人の登録試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分	□□□□□JP A 試験												
承継後の試験所	ふりがな	はたがやしけんじょ											
	名称	幡ヶ谷試験所											
	電話番号	03-0123-4567											
承継の期日	□□□□年□□月□□日												
承継の理由	株式会社製品試験センターと株式会社マイティ・テックの合併のため(合併後の法人名称は、株式会社製品試験センター)												
法人番号: 有り ■ 無し □	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

8. 登録試験事業の廃止の届出の手続き

8.1 登録試験事業の廃止の届出に必要な書類

登録試験事業の廃止の届出に必要な書類は、次のとおりです。

- ・「事業廃止届出書」(様式18)(1通)
- ・事業を廃止した試験所に対して発行された登録証の原本

8.2 事業廃止届出書の記入要領

(1) 「届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。代表者から権限委任を受けた者による届出は認めません。

(2) 「登録試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分」

廃止した事業に係る試験方法の区分を記入してください。

(様式18)の記入例

事業廃止届出書		□□□□年□□月□□日
独立行政法人製品評価技術基盤機構		
理事長 殿		
住所	東京都渋谷区東原一丁目3番1号	
申請者の氏名又は名称及び 株式会社製品試験センター		
法人にあっては代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎 印		
下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、 <u>産業標準化法</u> 第61条の規定により、届け出ます。		
記		
事業を廃止した試験所	名称	幡ヶ谷試験所
	所在地(郵便番号)	東京都渋谷区西原二丁目49番10号 (〒151-0066)
登録試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分	□□□□□□JP A 試験	
	廃止の期日	□□□□年□□月□□日
廃止の理由	(移転に伴う)事業の全部廃止	

第2部 試験事業者の認定等に係る手続き

第2部は、JNLA認定を申請する試験事業者及びJNLA認定を取得した試験事業者(以下「認定試験事業者」という。)に適用される手続きです。これらの試験事業者には、認定スキーム文書(JNLA認定)(JNIF01)に則り、JNLA認定の一般要求事項(JNRP23)に適合すること及び適合性機関の権利及び義務(UIF02)の規定に従うことが求められます。

なお、電子システムによる認定等の受付を 2020 年 4 月 1 日から開始します。手続きの詳細は、別途文書を公開します。

1. 認定の申請手続き (様式16A、様式16B、様式16C、様式19A、様式19B)

JNLA登録を申請する試験事業者は、JNLA認定の申請(以下「認定申請」という。)を、登録申請と同時に行うことができます。また、登録試験事業者は、認定申請を、いつでもすることができます。登録を受けようとする全ての試験方法の区分又は登録を受けている全ての区分についての認定申請が必要です。認定申請を行い、審査によって認定要求事項に適合していることが確認された場合に、JNLA認定を取得することができます。

JNLA認定を申請する試験事業者は、「認定(再認定)申請書」(様式19A)(正本1組)、「認定(再認定)を受けようとする試験の範囲の別紙」(様式19B)及び「誓約書」(様式16A)により申請を行うとともに、必要事項を明記した「機密保持に関する合意書」(様式16B)を提出する必要があります。また、登録(登録の更新)申請時以外の認定申請において、該当する場合、第1部2に従い「登録(登録の更新)申請書等変更届」(様式15)の提出が必要です。

なお、JNLA認定を申請した試験事業者は、認定の決定がされた後、認定の授与(認定証の交付により通知)までに、IAJapanとの間で「認定契約書」(様式16C)の締結が必要です。IAJapanからの指示により「認定契約書」(様式16C)を提出してください。

また、試験所の移転に係る登録申請をする場合(第1部 1. 参照)や区分追加に係る登録申請をする場合(追加する区分に限る)も認定申請が必要です。

なお、試験所を移転する場合は、移転元の試験所の事業の廃止の届出(9. 参照)も必要です。試験事業者の移転のスケジュールによって、適切な申請及び届出の時期が異なってきますので、移転される場合は事前に IAJapan までご相談ください。なお、移転先の試験所に対する審査を実施し、認定証が交付されるまでは、移転先の試験所において ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験証明書を発行することはできません。

1.1 認定申請書の記入要領

(1) 「認定(再認定)申請書」等

様式19A 及び様式19B 中の「認定(再認定)」を「認定」と修正してください。

(2) 「申請者の氏名又は名称」

代表者は、試験事業者(法人)の代表者ではなく、試験所の長でも結構です。

また、氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

(3) 「認定(再認定)を受けようとする試験所」

登録試験事業者が JNLA認定を申請する場合は、登録された試験所の名称、所在地、電話番号、実施する業務及び登録番号を記入してください。

登録申請と同時に JNLA認定を申請する場合は、登録申請している試験所の名称、所在地、電話番号及び実施する業務を記入してください。

(4) 「関連する事務所及び実施する業務」

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

試験所に関連のある全ての事務所と実施する業務について記入例を参考にして記入してください。なお、関連する事務所については、第1部1.3(7)を参照ください。

(様式19A)の記入例 * 登録試験事業者が認定申請(区分追加を除く)をする場合

認定申請書

□□□□年□□月□□日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター 所長 殿

住所 東京都渋谷区東原一丁目3番1号
名称及び 株式会社製品試験センター
代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎

下記のとおり、JNLA 認定プログラムの試験事業者の試験所の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 申請内容

認定を受けようとする 試験所	ふりがな	つくばしけんしょ
	名称	つくば試験所
	ふりがな	いばらきけんつくばしまつその 1 ちょうめ 3 ばん 1 ごう
	所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市松園1丁目3番1号 (〒305-□□□□)
	電話番号	029-861-□□□□
	実施する業務	結果の報告、試験実施
	登録番号	□□□□□□JP
	認定の有効期限	
関連する事務所	前回の現地審査日	
	名称、実施する業務及び所在地	本社品質管理部 (マネジメントシステム統括) 東京都□□区□□町一丁目2番3号 □□ビル 4F
		校正部(内部校正) 茨城県□□市□□町□□番地 □□ビル 3F

(様式19B)の記入例

認定を受けようとする試験の範囲の別紙

分野 名称	試験する 材料又は 製品	試験の種類 (試験方法の 区分の名称)	構成要素、 パラメータ 又は特性	製品試験等に係る日本産業規 格の番号、項目番号及び記号		特記 事項
				試験方法規 格	引用する規格	
土木 ・ 建 築	建築材料	骨材試験	骨材の粒度	JIS A 1102	JIS A 5308 附属 書A の A.10 a)	なし
			細骨材の有 機不純物含 有量	JIS A 1105	JIS A 5308 附属 書A の A.10 d)	なし
			骨材のアル カリシリカ反 応性	JIS A 1145	JIS A 5308 附属 書A の A.10 d)	なし
		コンクリート・ セメント等無 機系材料強 度試験	コンクリート の曲げ強度	JIS A 1106	JIS A 5308 9.2.2	なし
			コンクリート の圧縮強度	JIS A 1108	JIS A 1107 7 JIS A 5308 9.2.1	なし

* 土木・建築分野以外の分野については、以下(URL)に公表する「様式 19B 記入例」をご参照ください。

<https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/documents/index.html>

2. 認定維持審査の申請手続き（様式15、様式20）

認定試験事業者は、認定維持審査の申請を次の手続きにより行うことが必要です。

認定維持審査の申請は、認定スキーム文書（JNLA 認定）（JNIF01）に則り、以下①又は②の現地認定維持審査が行われる期限の少なくとも3か月前に「認定維持（又は臨時）審査申請書」（様式20）（正本1組）により行うとともに、該当する場合、第1部5.及び第2部6.に従い「登録（登録の更新）申請書等変更届」（様式15）を提出してください。

①（初回認定後一回のみ）初回認定後最初の現地認定維持審査は、現地初回認定審査を実施した初日から13か月以内に開始する。

②一認定周期内の現地認定維持審査は、初回認定後最初の現地認定維持審査又は現地再認定審査を実施した初日から24か月以内に開始する。

2.1 認定維持審査申請書の記入要領

（1）「認定維持（又は臨時）審査申請書」

様式20中の「認定維持（又は臨時）」を「認定維持」と修正してください。

（2）「申請者の氏名又は名称」

申請者は、試験事業者（法人）の代表者ではなく、試験所の長でも結構です。

また、氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

（3）「認定試験所の名称及び所在地」及び「認定識別」

試験所の名称、所在地と認定識別を記入してください。

（4）「認定の有効期限」

認定証に記載されている認定の有効期限を記入してください。

（5）「前回の現地審査日」

前回の現地審査日を記入してください。

(様式20)の記入例

認定維持審査申請書

□□□□年□□月□□日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所 東京都渋谷区東原一丁目3番1号
名称及び 株式会社製品試験センター
代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎 印

□□□□年度の認定維持審査を下記のとおり申請します。また、認定維持審査(臨時審査)の受入れにあたっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 認定試験所の名称及び所在地 | つくば試験所
茨城県つくば市松園1丁目3番1号 |
| 2. 認定識別 | JNLA □□□□□JP Testing |
| 3. 認定維持審査を受ける認定区分数 | 1区分 |
| 4. 認定の有効期限 | □□□□年□□月□□日まで |
| 5. 前回の現地審査日の初日 | □□□□年□□月□□日 |

3. 再認定の申請手続き (様式19A、様式19B)

再認定申請は、直近の現地認定維持審査から21か月以内又は認定の有効期間が満了する日の5か月前までに行なうことが必要です(通常、登録の更新申請と同時に行われます。)。

再認定申請にあたっては、「認定(再認定)申請書」(様式19A)(正本1組)及び「再認定を受けようとする試験の範囲の別紙」(様式19B)を提出する必要があります。

なお、登録の更新申請と同時に行なわぬ再認定申請において、該当する場合、第1部5.及び第2部6.に従い「登録(登録の更新)申請書等変更届」(様式15)の提出が必要です。

3.1 再認定申請書の記入要領

1.1 の記入要領を参考にするとともに、「認定(再認定)を受けようとする試験所」については、認定された試験所の名称、所在地、電話番号、実施する業務、認定識別、認定の有効期限及び前回の現地審査日を記入してください。また、様式19中の「認定(再認定)」を「再認定」に修正してください。

4. 臨時審査の申請

臨時審査は、認定試験事業者に重大な不適合、そのおそれがある場合又はその他必要な場合に実施します。臨時審査を実施する際には、一般的に相当と思われる期間もって通知しますが、IAJapan が必要と認める場合には、この予告期間を短縮し、臨時審査における現地審査(以下「現地臨時審査」という。)の直前に予告することができます。

IAJapan から通知があった場合は、IAJapan の指示に従い「臨時審査申請書」(様式20)(正本1通)を提出してください。

臨時審査の範囲は、少数の指定項目の確認からすべての項目の確認にわたることがあります。また、現地臨時審査時に発見された指摘事項の是正確認のため、追加の審査日数に係る審査員人件費及び審査旅費相当額の手数料を徴収の上、再度、現地臨時審査を行う場合があります。

5. 審査手数料

審査手数料は IAJapan ホームページで公表する認定業務に係る手数料規程をご参照ください。

詳細については IAJapan にご相談ください。

なお、手数料の納付については別途、機構の財務会計部門から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に手数料をお振込みください。

なお、いったん受理した手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれも御注意ください。

6. 認定(再認定)申請内容の変更手続き（様式15の準用）

第2部1. 及び2. で提出する認定(再認定)申請書等を含む認定申請に係る内容(以下「認定申請内容」)に変更が生じた場合の手続きは、第1部2.の規定が準用され、「登録(登録の更新)申請書等変更届」(様式15)の提出により、当該変更内容の届出を行う必要があります。ただし、認定申請内容並びに登録(登録の更新)申請書及び(又は)別紙書類の内容の変更点の届出をまとめて一通の「登録(登録の更新)申請書等変更届」(様式15)の提出により行うことができます。

7. 認定(再認定)申請の取下げ並びに中断及び復活の手続き（様式23等の準用）

認定(再認定)申請の取下げ並びに中断及び復活の手続きについては、第1部3.の手続きによる「登録(及び認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願」(様式23)又は「登録(及び認定)の更新申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願」(様式24)の提出を以て、認定(再認定)申請の取下げ並びに中断及び復活の届出があつたものとみなします。

8. 認定試験事業の承継の手続き（様式17等の準用）

認定後、認定試験事業の全部の事業が承継された場合は、第1部3.1に規定する届出書類及び被承継人に対して発行された認定証の原本の提出を以て、認定試験事業の承継の届出があつたものとみなします。

9. 認定事業の廃止の手続き

JNLA 認定事業を廃止する場合は、認定証を添え、JNLA 認定事業廃止届出書(様式21)(1通)を提出してください。

なお、JNLA 認定事業の廃止と同時に、JNLA 登録事業を廃止する場合は、第1部4.の事業廃止届出書を併せて提出してください。

附則

1. この文書は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. この文書は、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 平成 12 年度までに認定を取得した事業者の定期検査については、従来と同じ定期検査の周期(時期)を適用する(すなわち、認定後 1 年目の全項目検査を起点とし、以降 4 年ごとに全項目検査を行う。)ものとする。
3. 平成 13 年度以降に認定を取得した事業者については、新しい定期検査の周期(時期)を適用するものとする。
4. 認定国際基準対応について、平成 14 年度中であって認定から 1 年又は前回検査から 1.5 年を超えない日までに申込みがあった場合には、認定国際基準対応サービス申込みの時点から認定国際基準に対応しているものと見なす。その場合、上記 2.、3.により定期検査の周期(時期)を決定する。

なお、認定から 1 年又は前回検査から 1.5 年を超える事業者については、認定国際基準対応申込み後の初回定期検査時に全項目検査を行い、適切性を確認した後に、認定国際基準対応資格を与える。

附則

1. この文書は、平成 16 年 5 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 20 年 4 月 8 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 22 年 11 月 25 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成 26 年 12 月 1 日より規程管理規程の適用対象外とする。
2. 本手引きは、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成 28 年 9 月 29 日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成 29 年 11 月 30 日から適用する。
2. 登録及び認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、なお、従前のとおりとする。

附則

1. 本手引きは、平成 31(2019)年 4 月 9 日から適用する。
2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、認定国際基準対応サービスの解約に係る手続きは、なお、JNLA 登録の取得と維持のための手引き(JNRP22)第 20 版のとおりとする。

附則

1. 本手引きは、2019 年 7 月 1 日から適用する。
2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、認定国際基準対応サービスの解約に係る手続きは、なお、JNLA 登録の取得と維持のための手引き(JNRP22)第 20 版のとおりとする。

附則

1. 本手引きは、2020 年 4 月 1 日から適用する。
2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、認定国際基準対応サービスの解約に係る手続きは、なお、JNLA 登録の取得と維持のための手引き(JNRP22)第 20 版のとおりとする。

JNRP22 JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き: 様式集

用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 番としてください。
ただし、様式7、様式8及び様式9については、A3 番でも結構です。

注意：様式1から様式14までは登録申請時に必要な様式です。（様式3B を除く）

- (様式1) 登録(登録の更新)申請書
- (様式2) 登録を受けようとする試験方法の区分の別紙
- (様式3A) JNLA 登録の一般要求事項の誓約について(申請試験事業者用)
- (様式3B) JNLA 登録の一般要求事項の誓約について(事業承継者用)
- (様式4) 2のイ. 製品試験等の業務の実績
- (様式5) 2のロ. (製品試験等の事業以外の事業を行っている場合)試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図
- (様式6) 2のハ. 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別
- (様式7) 2のニ. 製品試験等の事業を行う施設の概要(試験所の配置図)
- (様式8) 2のニ. 製品試験等の事業を行う施設の概要(試験室等の機器の配置図)
- (様式9) 2のホ. 製品試験等の事業を行う組織に関する事項(試験所の組織図)
- (様式10) 2のホ. 製品試験等の事業を行う組織に関する事項(主要職員名簿)
- (様式11) 2のヘ. 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項
- (様式12) 2のト. 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績
- (様式自由) 2のチ. 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする省令第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類
- (様式13) 登録申請に関する担当者及びその連絡先等
- (様式14) 登録免許税納付届
- (様式15) 登録(登録の更新)申請書等変更届
- (様式16A) 誓約書
- (様式16B) 機密保持に関する合意書
- (様式16C) 認定契約書
- (様式17) 事業承継届出書
- (様式18) 事業廃止届出書
- (様式19A) 認定(再認定)申請書
- (様式19B) 認定(再認定)を受けようとする試験の範囲の別紙

- (様式20) 認定維持(又は臨時)審査申請書
- (様式21) JNLA 認定事業廃止届出書
- (様式22) 委任状
- (様式23) 登録(及び認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願
- (様式24) 登録の更新(及び再認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願
- (様式25) 不適合のは是正報告(及び是正計画)書
- (様式26) 懸念事項に対する回答書

(様式1)

登録(登録の更新)申請書 (*1)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 殿

住所(*2)

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第57条第1項(第59条第1項、第66条第1項又は第66条第2項において準用する同法第59条第1項)の規定に基づき、下記のとおり(外国)試験事業者の試験所の登録(登録の更新)を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。(*3)

記

登録(登録の更新)を受けるとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
登録(登録の更新)を受けようとする試験所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地(郵便番号)	
	電話番号	
関連する事務所	名称及び所在地	

別紙書類一覧(*4)

○産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第2条第1項

- 1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(第1号)
- 2 製品試験等の事業の概要及び業務の実績(第2号イ)
- 3 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項(第2号ロ)
- 4 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別(第2号ハ)
- 5 製品試験等の事業を行う施設の概要(第2号ニ)
- 6 製品試験等の事業を行う組織に関する事項(第2号ホ)
- 7 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項(第2号ヘ)
- 8 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績(第2号ト)
- 9 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類(第2号チ)

法人番号: 有り 無し (*5)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

2 法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。)を記載すること。

3 「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品又は電磁的記録に係る日本産業規格に規定する試験方法の名称を記入する。ただし、2以上の試験方法であって、重要な部分において異なるものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。

4 「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本産業規格の番号、項目番号及び記号のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受

けようとする区分が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

- 5 「関連する事務所」の欄は、2以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。
- 6 登録の更新の申請において、すでに主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。
- 7 登録又は登録の更新の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第5条第3項又は第6条第4項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「10 産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令第12条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

【作成注意】

1. (*1) 登録申請の場合は「登録申請書」、登録の更新申請の場合は「登録の更新申請書」と記載してください。その他「登録(登録の更新)」となっている箇所も同様。
2. (*2) 申請者の住所は、登記している主たる事務所の住所を記載してください。
3. (*3) 該当する法律条項以外は削除してください。
4. (*4) 登録の更新申請又は区分追加に係る登録申請において、既に機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別添書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し(文字を消去しないこと)、その右欄に「内容に変更がないため添付を省略」と記載してください。
5. (*5) 法人にあっては、「有り □」にレ点等のしるしを付し、13桁の法人番号を記載してください。
法人でない場合は、「無し □」にレ点等のしるしを付してください。
6. 様式下端の「備考」は、省令で定める様式では備考 1 から備考 8 まで記載がありますが、申請書提出の際は削除してください。
7. (*1)～(*5)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式2)

登録を受けようとする試験方法の区分の別紙

記

登録(登録の更新)を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	(試験方法規格)
		(これ(これら)を引用する規格)

(様式3A)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 あて

申請試験事業者 住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

JNLA 登録の一般要求事項の誓約について

□□□□は、産業標準化法第57条第1項(第59条第1項、第66条第1項又は第66条第2項において準用する同法第59条第1項)の規定に基づく登録の申請を行うにあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 登録の手順に従い、貴機関の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを誓約します。また、審査において必要な便宜と協力を提供するとともに、試験事業者としての評価に必要なすべての情報を提供します。
2. 産業標準化法に基づく登録試験事業者として登録された場合、以後、常に「JNLA 登録の一般要求事項」(JNRP21)の該当するすべての項目を遵守します。
3. JNLA 認定試験事業者として認定された場合、以後、常に「JNLA 認定の一般要求事項」(JNRP23)の該当するすべての項目を遵守します。
4. 前述の要求事項が改正された場合並びに登録及び認定された範囲を変更した場合にも、本誓約書の内容を引き続き遵守します。

【作成注意】

1. 本誓約書は、登録申請と同時に試験事業者から提出していただくものです。
2. 日付は、申請日を記入してください。
3. □□□□は、「当社 A 試験室」など、申請試験事業者の試験所名を記入してください。
4. 【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式3B)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 あて

事業承継者 住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

JNLA 登録の一般要求事項の誓約について

□□□□は、本日、産業標準化法に基づく登録試験事業者■■■■(登録番号□□□□□□JP)の全部の試験事業を承継したことを受け、今後、常に「JNLA 登録の一般要求事項」(JNRP21)及び「JNLA 認定の一般要求事項」(JNRP23)の該当するすべての項目を守ることを誓約します。

また、前述の要求事項が改正された場合及び登録された範囲を変更した場合にも、この誓約書の内容を引き続き遵守することを誓約します。

【作成注意】

1. この誓約書は、登録証と引き替えに試験事業者から提出をして頂くものです。
2. 日付は、承継日を記入してください。
3. □□□□は、「当社 A 試験室」など、事業承継者の試験所(承継後の試験所)名を記入してください。
4. ■■■■は、「B 株式会社 C 試験室」など、被承継事業者の試験所(承継された試験所)名を記入してください。
5. □□□□□JP は、被事業承継者の試験所の登録番号を記入してください。
6. 承事業承継者が、被事業承継者の認定試験事業者としての地位を承継しない場合は、上記の文章中「及び「JNLA 認定の一般要求事項」(JNRP23)」を削除して提出してください。
7. 【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式4)

2のイ. 製品試験等の業務の実績

(年 月 日 ~ 年 月 日)

試験方法の規格番号・試験方法名	件数	試験方法の規格番号・試験方法名	件数

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(様式5)

2の口. (製品試験等の事業以外の事業を行っている場合) 試験所の組織的位置けを含む全体の組織図

組織図

(様式6)

2のハ. 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有	図中

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(様式7)

2の二. 製品試験等の事業を行う施設の概要

(1) 試験所の配置図



このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(様式8)

2の二. 製品試験等の事業を行う施設の概要

(2) 試験室等の機器の配置図

試験室名	

(様式9)

2の木. 製品試験等の事業を行う組織に関する事項

(1) 試験所の組織図

組織図

(様式10)

2の木. 製品試験等の事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿

ラボラトリマネジメント	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
技術管理要員	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
技術管理要員の代理	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
品質管理要員	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
品質管理要員の代理	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者の代理	
氏 名	
職 名	
関連する経験	

(様式11)

マネジメントシステム：選択肢A／Bに基づき実施
2のへ．製品試験等の事業の実施の方法に関する事項

文書番号	文　　書　　名	制定日又は最新更新日
マネジメントシステム	<input type="checkbox"/> 選択肢A	<input type="checkbox"/> 選択肢 B

(様式12)

2のト. 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏 名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(様式自由)

- 2のチ. 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする省令第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類

様式は自由です。

(様式13)

登録申請に関する担当者及びその連絡先等

年 月 日

登録申請に関する連絡先担当者(必要な場合、登録後の連絡先担当者)及び登録された後の登録事業者一覧表等で公表を希望する登録試験所の担当者は次のとおりです。

(1) 登録申請に関する連絡先担当者

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
FAX		
E-mail		

※申請手数料についての請求書の送付先が上記と異なる場合には次に記載をお願いします。

請求書送付先	部署名	
	氏名	
送付先住所	〒	

(2) 登録後の連絡先担当者(上記(1)と異なる場合に記入)

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
FAX		
E-mail		

(3) 登録された後の登録事業者一覧表等で公表を希望する登録試験所の部署名

問い合わせ窓口の部署名	
電話	
FAX	
ホームページの URL	
E-mail (利用できる場合。 なるべく組織宛のアドレス)	

(注)一覧表等での公表を希望しない場合は該当する欄にその旨記入して提出してください。
異動等により担当者に変更があった場合は届け出してください。

(様式14)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

年 月 日

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

登録免許税納付届

産業標準化法に基づく試験事業者登録に係る登録について、登録免許税を納付したので納付を証明する書類を提出します。

登録免許税の納付領収証書を貼付する。

(様式15)

登録(登録の更新)申請書等変更届 (*1)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

下記1. のとおり試験事業者の登録等の申請をしましたが、下記2. のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

1. 申請書記載内容等

登録(登録の更新)を 受けようとする試験方 法の区分	試験方法の区分の名 称	
登録(登録の更新)を受けようとする 試験所	製品試験等に係る日 本産業規格の番号、 項目番号及び記号	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地(郵便番 号)	
	電話番号	
	登録番号(登録試 験事業者に限る) (*2)	
関連する事務所	名称及び所在 地	

2. 変更内容

(1) 申請書記載内容等: (*3)

①変更前

②変更後

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(2) 別紙書類等:

①変更前

②変更後

3. 変更年月日

4. 変更理由

【作成注意】

1. (*1) 登録申請の場合は「登録申請書等変更届」、登録の更新申請の場合は「登録の更新申請書等変更届」と記載してください。その他「登録(登録の更新)」となっている箇所も同様。
2. (*2) 登録試験事業者以外の場合には、登録番号欄は「該当なし」と記載してください。
3. (*3) 「1.申請書記載内容等」の記載事項に変更がない場合には、「変更なし」と記載してください。
4. 様式15中の(*1)～(*3)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式16A)

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
法人名
適合性評価機関名
代表者役職及び氏名 印

誓約書

〈適合性評価機関名〉は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下、「IAJapan」という。）の JNLA 試験事業者認定プログラムに係る申請を行うにあたり、以下の項目について誓約します。

1. 要求事項との適合

〈適合性評価機関名〉の申請の認定範囲において、〈適合性評価機関名〉が「認定スキーム文書（JNLA 認定）」が参照する「JNLA 認定の一般要求事項」の最新施行版の該当するすべての項目の要求事項に適合するよう、遵守します

2. 認定審査の受け入れ、協力等

2. 1 IAJapan が行う認定審査を快く受け入れるとともに、IAJapan 及び〈適合性評価機関名〉が審査チームとして受け入れを了承した IAJapan が指名する者に円滑な審査に必要な協力を提供します。

2. 2 認定審査のために IAJapan が必要とする、申請の認定範囲における、〈適合性評価機関名〉の文書及び記録の調査、バーチャルサイトへのアクセス、ラボへの立入り、機器及び設備の現地確認並びに職員及び外部委託先への接触を行うことを IAJapan が指名する者に認め、必要な手配を行います。

2. 3 審査計画の提示によって IAJapan が求める場合、〈適合性評価機関名〉が実施する標準物質生産活動への立会いに関する手配を行います。また、審査計画の提示によって IAJapan が求める場合、〈適合性評価機関名〉が顧客の事業地で標準物質生産活動を実施する際に、〈適合性評価機関名〉のパフォーマンスを評価するために認定機関の審査チームが同行することを顧客に約束させる、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、認定機関の審査チームが同行することの手配を行います。

3. 変更の通知

申請及び認定審査において、提出又は報告したうちで、次の各項に変更が生じた場合は、直ちに IAJapan に通知します。

- (1) 試験所の名称又は組織上の位置付け
- (2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員
- (3) 資源及び場所（バーチャルサイトを含む）

(4) 認定の要求事項を満たす試験所の能力に影響する可能性があるその他の事項

4. 手数料の支払い

IAJapan が手数料規程(認定業務に係る手数料規程であって、申請時点で WEB サイトに公開され、適用される版のもの)に基づいて請求する審査手数料を所定の期日までに支払います。

また、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、手数料の返還がされることについて、苦情又は異議を申し立てません。

5. 誓約書各条項の違反、不履行又は不正行為等に伴う処分

5. 1 申請後において、誓約書の各条項の違反又は不履行が IAJapan によって確認された場合、IAJapan が、申請の却下又は審査の打切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。

5. 2 申請後において、<適合性評価機関名>の不正行為の証拠、意図的な虚偽の情報の提出又は情報の隠蔽が IAJapan によって確認された場合、IAJapan が、申請の却下又は審査の打ち切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。また、この後、2年間において、<適合性評価機関名>の申請の受付がされることについても苦情又は異議を申し立てません。

以上

(様式16B)

機密保持に関する合意書

＜申請事業者名＞(以下、「甲」という)と、独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター(以下、「乙」という)は、甲の全部又は一部の組織が、試験所(案件番号:SXXXX)としての力量、認定要求事項の遵守状況及び認定要求事項への適合性を確認するため、乙が認定活動を実行するにあたり、乙が情報の機密保持に関して適切に運用することを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり機密保持に関する合意(以下、「本合意」という)を締結する。

(適用)

第1条 本合意は、認定活動の間に得られた又は生じたことにより、乙が入手したすべての情報(以下「認定審査情報」という。)の管理を本合意の対象とする。

(通知義務)

第2条 本合意の締結に伴い、乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。

(機密情報)

第3条 乙は、甲の認定審査情報(甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く)は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。

2 前項の規定に関わらず、法令に基づいて乙が甲の機密情報を開示する場合、乙は必要な認定審査情報の開示を行い、認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。

(情報源の機密)

第4条 乙は、甲以外の情報源(例えば、苦情申立者、規制当局)から得られた、甲に関する情報は、乙の機密とする。ただし、甲以外の情報源から得られた情報のうち苦情に関するものは、乙が必要と判断する場合には甲に開示する。また、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。

(機密保持)

第5条 乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員(以下「要員」という。)は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について機密を保持する守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約書を義務付ける。

2 甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に関与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び/又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に係る組織及び顧問弁護士を除く。

3 乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グループ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を相手の認定機関に対して開示する場合は、その相手の認定機関から、認定にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持の誓約を取る。

(認定審査情報の保管)

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

第6条 乙は、甲の認定審査情報を認定の決定をした年度の3月31日から10年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。

2 乙による、甲の認定審査が認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

(協議)

第7条 本合意に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本合意に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本合意書二通を作成し、甲及び乙は、各々署名(又は記名押印)の上、各一通を保有する。

年　　月　　日

甲:(住所)

(法人名)

(代表者名　印)

年　　月　　日

乙: 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　名　印

(様式16C)

認定契約書

＜認定事業者名＞(以下、「甲」という)と、独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター(以下、「乙」という)は、甲の全部又は一部の組織が、試験所(認定識別： JNLA XXXXXX JP)としての力量を有し、認定要求事項を遵守し、かつ、認定要求事項への適合性を満たしているとして乙が認定(以下、「認定」という)を決定したことに基づき、申請、審査、認定及びその維持等の円滑な運用を図ることを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり認定契約(以下、「本契約」という)を締結する。

(適用)

- 第1条 本契約は、認定に係る事項の全てに適用する。乙は、本契約に適用する乙の基準、手順、指針及び「認定スキーム文書(JNLA 認定)」が参照する「JNLA 認定の一般要求事項」の規程並びに通知文書(以下、「乙の規則」という)を、制定、又は改定される度に甲に書面で通知(電子文書による通知、又は、乙の WEB サイトにおいて閲覧可能とされることも含む。以下「書面で通知」という)する。
- 乙は、通知する時点で有効に適用される乙の規程の全てを、乙の WEB サイト中で「公表・公開文書」として公表する。
- なお、本契約に適用する乙の規則には、本契約締結後に制定、又は改定される最新版も含まれる。

(誓約書の効力)

- 第2条 本契約の締結に伴い、本契約締結前に甲から乙に提出された誓約書は効力を失う。
- 2 本契約の締結に伴い、本契約締結前に締結された機密保持に関する合意書は効力を失う。

(認定された適合性評価機関の権利と義務)

- 第3条 甲は、第1条に定める乙の規則による認定された試験所としての権利を有し義務を負うとともに、認定された試験所としての組織構成と業務運営を、乙の規則に適合させるほか、認定された試験所としての義務を遵守する。
- 2 甲及び乙は、前述の乙の規則が改正された場合及び認定範囲を変更した場合にも、本契約書の内容を引き続き遵守する。
- 3 審査計画の提示によって乙が求める場合、甲は、顧客の事業地で試験活動を実施する際に、試験所のパフォーマンスを評価するために、乙の審査チームが同行することを受け入れる内容の法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、乙の審査チームが同行することの手配を行う。
- 4 甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張する。
- 5 甲は、乙の信用を失墜させるような方法で認定を利用しない。

(認定審査)

- 第4条 甲は、乙の規則及び本契約に基づき、乙が必要と認めた場合に実施する全般的又は部分的審査(認定審査、再認定審査、認定維持審査及び臨時審査)(以下、「認定審査」という)を受入れ、要請に応じて乙及び乙が指名する者に審査に必要な便宜及び協力を最大限提供する。
- 2 前項の必要な便宜及び協力には、以下が含まれる。
- 乙から認定を受けている甲の試験活動を実施する全ての施設への立入り及び設備の確認。

なお、立入りを行う日時については甲乙別途協議して定める。

- 二 認定審査に関係のある文書調査
 - 三 認定審査に関係のある記録の閲覧
 - 四 認定審査に関係のある要員への接触と個人面接及び下請負機関への接触
 - 五 認定審査に関係のあるバーチャルサイトへのアクセス
 - 六 甲による顧客に対する試験活動への乙の立会同行及び乙の立会同行に必要な法的に拘束力のある顧客との取り決めの確認(閲覧)
 - 七 審査計画(審査チーム編成や日程を含む)の早期確定及び受入れ
- 3 乙は、認定審査を実施する際には認定審査に対応するために一般的に相当と思われる期間をもって甲に予告する。ただし、利害関係者からの甲に対する苦情、第9条に定める変更又は第11条第2項に係る甲の認定の表示、表明の結果として臨時にう認定審査において、乙が必要と認める場合には、この予告期間を短縮することができる。
- 4 本条第1項に定める乙が指名する者には、乙の国際的な相互承認維持のために必要な関係者を含む。

(機密保持)

- 第5条 認定プロセスの間に得られた又は生じたことにより、乙が入手したすべての情報(以下「認定審査情報」という。)の管理を本条の適用の対象とする。
- 2 乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。
 - 3 乙は、甲の認定審査情報(甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く)は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。
 - 4 前項の規定に関わらず、法令に基づいて乙が甲の機密情報を開示する場合、乙は必要な認定審査情報の開示を行い、認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。
 - 5 乙は、甲以外の情報源(例えば、苦情申立者、規制当局)から得られた、甲に関する情報は、乙の機密とする。ただし、甲以外の情報源から得られた情報のうち苦情に関するものは、乙が必要と判断する場合には甲に開示する。また、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。
 - 6 乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員(以下「要員」という。)は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約書を義務付ける。
 - 7 甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に関与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び／又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に係る組織及び顧問弁護士を除く。
 - 8 乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グループ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を相手の認定機関に対して開示する場合は、その相手の認定機関から認定にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持の誓約を取る。
 - 9 乙は、甲の認定審査情報を認定の決定をした年度の3月31日から10年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。
 - 10 乙による認定審査が、甲の認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

(情報の提供)

- 第6条 甲は、認定の取得、又はその維持、更新、認定範囲拡大に合理的に必要な情報について、

乙の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

第7条 甲は、乙が甲の認定の状況(甲又は甲の試験所の名称及び所在地、(該当する場合)初回認定発効日、認定発効日、(該当する場合)認定の有効期限、認定範囲、認定の決定、認定の継続、一時停止、又は取り消し)及びその具体的理由についての情報を公表することに同意する。

(手数料)

第8条 甲は、認定審査の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかるまで、乙が手数料規程に定めた甲が負担すべき手数料について、乙からの請求に基づき乙の指定する期限内に乙の指定する銀行口座宛に振り込む方法(振込手数料は甲負担)により支払う。一旦支払われた手数料は、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、返還がされることについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。

- 2 乙は、前項に定める規定の料金について改定を行う場合には、原則として、書面で甲に通知する。
- 3 本契約書の作成に関する費用は各当事者において負担する。

(認定要求事項の変更)

第9条 乙は、乙の認定審査に関する規則を変更する場合には、原則として甲に対し書面による適切な予告を行う。

- 2 乙が乙の規則を変更し公表したことにより、甲が自らのマネジメントシステムに対して行った必要な対応に関して、乙が必要と認めた場合は、乙が合理的と考える期間内に、甲は乙の検証(認定審査を含む)を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲に検証の実施を通知する。

(変更の通知)

第10条 甲は、乙の規則において乙に通知の必要な次の事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく所定の書面により乙に通知しなければならない。

- (1) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の位置付け
- (2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員
- (3) 資源及び場所(バーチャルサイトを含む)
- (4) 認定範囲
- (5) 認定の要求事項を満たす試験所の能力に影響する可能性があるその他の事項

- 2 甲は、乙から認定された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき(例えば、所有者、重要な要員、又は施設の変更など)、又は利害関係者からの甲に対する苦情若しくはその他の情報の分析結果から、乙の規則の要求事項に適合していない、若しくは適合していないおそれがあるときで、乙が、前項に基づく甲からの通知の内容を乙の規則に照らして、その必要があると判断した場合は、甲は乙からの通知に基づき、乙による臨時の認定審査を受けなければならない。

(認定の表示)

第11条 甲は、一時停止期間を除く認定有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた認定シンボルを使用できる。その使用にあたっては、乙の規則に定められている使用条件を遵守する。

- 2 甲は、認定文書、認定シンボル、通知書、及び報告書の全部又は一部の使用につき、

「適合性評価制度の社会的評価を損なう行為、第三者の誤解を招く行為、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明又は認定の事実の利用を行ってはならない。」

- 3 甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張できる。

(外部委託)

第12条 甲は、乙に認定された範囲内の業務の一部を外部委託している場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の外部委託先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該外部委託先に対して乙の調査を受入れさせるとともに、その事前了解を取得する。

(異議申立て及び苦情)

第13条 甲は、乙に認定された範囲内の業務における甲に対するすべての異議申立て、利害関係者からの苦情について、調査を行い、解決の手段をとる。また、乙の要請に応じ、甲への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力し、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。

- 2 甲及び乙は、乙に認定された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。
- 3 甲は、乙の規則に従い、乙に対し異議又は苦情を申し出ることができる。

(契約条項の違反又は不履行並びに不正行為に伴う処分)

第14条 本契約締結以降、本契約の各条項に対する甲の違反又は不履行、甲の不正行為の証拠、甲の意図的な虚偽の情報の提出並びに情報の隠蔽が、乙によって確認された場合、乙が申請の却下、審査の打ち切り、是正処置請求、証明書の回収請求、認定の一時停止及び／又は認定の取消しの手続きを開始することについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。また、手続き開始後 2 年間において、甲の申請の受け付けがされることについても甲は苦情又は異議を申し立てない。

- 2 前項により、乙が認定取消しの手続きを開始した場合、甲の認定は、甲の認定取消しが決定するまで一時停止する。

(契約の有効期間と終了・解除)

第15条 本契約は、本契約の締結日から一時停止期間中を含む乙による甲の認定が維持される期間について有効である。また、甲の申請に基づき認定審査が行われる場合は、審査の結果、乙により認定の取消しの決定がされない限り、本契約は引き続き有効とされる。乙により甲の認定が取り消された場合は、本契約は終了する。本契約書に基づく認定契約の締結後、旧版で締結された認定契約は、本契約発効時から無効となる。また、契約内容の見直しのため新しい契約書に基づき契約を再締結した場合、特別な取り決めがない限り、新契約発効時から本契約は無効となる。

- 2 甲は、60 営業日前に理由と終了日を明記し、内容証明郵便等、送付及び受領確認ができる手段をもって乙に通知することによって、本契約を終了できる。その場合、認定も終了する。
- 3 甲及び乙は、相手方に、破産、民事再生手続、会社更生、特別清算、及びその他類似の手続き開始の申立の事実が生じ、試験所としての活動ができないことが明らかになったときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。甲において本項に該当する事態が生じたときは、認定は終了する。

(反社会条項)

第16条 乙は、甲又は甲の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
 - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - 三 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - 六 自ら又は第三者を利用して、乙又は乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約終了後の責務)

第17条 第5条各項、第8条第1項及び本条の規定は、契約の終了後においても有効に存続する。また、本契約が終了した時点で、本契約の有効期間内に発生した債権債務、履行義務で未履行のものが有る場合、当該債務等は消滅しない。

(管轄と準拠法)

第18条 本契約は、日本国の法律に従って解釈される。本契約に関して訴訟を提起する必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 本契約は、日本語版が正規の契約書としての位置付けをもつ。必要な場合、乙は、参考として英文版を作成し、甲は、必要な場合、その同等性を確認の上、本契約を締結するが、これら2つの言語間で内容又は解釈の不一致が提起された場合、日本語版が優先する。

(協議)

第19条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々署名(又は記名押印)の上、各一通を保有する。

年　　月　　日

甲:(住所)

(法人名)

(代表者　名　印)

年　　月　　日

乙：東京都渋谷区西原二丁目49番10号
独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長　名　印

(様式17)

事業承継届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録(登録外国)試験事業者の地位を承継したので、産業標準化法第60条第2項(第66条第2項において準用する同法第60条第2項)の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人	氏名又は名称及び 法人にあってはそ の代表者の氏名	
	住所	
承継された試験所	名称	
	所在地(郵便番号)	
被承継人の登録(登録外国)試験事 業者の試験所の登録番号及び登録 を受けている試験方法の区分		
承継後の試験所	ふりがな	
	名称	
	電話番号	
承継の期日		
承継の理由		

法人番号: 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> (*1)											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

- 2 法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。)を記載すること。
- 3 「承継後の試験所」の欄は、試験所の名称等を変更した場合に記入すること。
- 4 地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

【作成注意】

1. (*1) 法人にあっては、「有り 」にレ点等のしるしを付し、13桁の法人番号を記載してください。
法人でない場合は、「無し 」にレ点等のしるしを付してください。
2. 様式下端の「備考」は、省令で定める様式では備考1から備考5まで記載がありますが、届出書提出の際は削除してください。
3. (*1)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(様式18)

事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、産業標準化法第61条(第66条第2項において準用する同法第61条)の規定により、届け出ます。

記

事業を廃止した試験所	名称	
	所在地(郵便番号)	
登録(登録外国)試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分		
廃止の期日		
廃止の理由		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

- 2 事業を廃止した試験所に係る登録証を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(様式19A)

認定(再認定)申請書 (*1)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所 (*2)

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名 (*3)

下記のとおり、JNLA 認定プログラムの(外国)試験事業者の試験所の認定(再認定)を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

認定(再認定)を受けようとする試験所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地(郵便番号)	
	電話番号	
	実施する業務	
	認定識別(又は登録番号) (*4)	
	認定の有効期限 (*5)	
関連する事務所	前回の現地審査日	
	名称、実施する業務及び所在地	

【作成注意】

- (*1) 認定申請の場合は「認定申請書」、再認定申請の場合は「再認定申請書」としてください。その他の「認定(再認定)」となっている箇所についても同様です。
- (*2) 試験所の長が申請する場合は、「住所」に試験所の所在地を記入してください。
- (*3) 申請者は、試験所の長でもよい。
- (*4) 登録試験事業者が認定申請する場合は「登録番号」、再認定申請又は認定申請(区分追加)する場合は「認定識別」若しくはそれ以外の場合は「該当なし」と記載してください。
- (*5) 認定試験事業者以外は「該当なし」と記載してください。
- (*1)～(*5)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式19B)

認定(再認定)を受けようとする試験の範囲の別紙

試験所名

分野 名称 ①)	試験する 材料又は 製品 ②)	試験の種類 (試験方法の 区分の名称) ③)	構成要素、 パラメータ 又は特性 ④)	製品試験等に係る日本産業規 格の番号、項目番号及び記号		特記 事項 ⑦)
				試験方法規 格 ⑤)	引用する規格 ⑥)	

備考 ①): JNRP32S10 最新版記載の「分野名称」を記載してください。

②): 以下の表より該当する「試験する材料又は製品」を記載してください。ただし、それらと異なる名称の記載を希望する場合、当該「試験する材料又は製品」に包含されかつ実施する試験対象として適切な名称に限り、その「試験する材料又は製品」の後方に括弧書きで追記できます。

分野名称	試験する材料又は製品
土木・建築	建築材料
一般機械	機械製品
電気	電気製品
車両	車両
鉄鋼・非鉄金属	鉄鋼・非鉄金属
化学品	化学製品
繊維	繊維製品
窯業	窯業製品
給水・燃焼機器	給水・燃焼機器
日用品	日用品
抗菌	抗菌加工製品
医療・福祉・保安用品	医療安全用具
電磁的記録	ソフトウェア

③): JNRP32S10 最新版記載の「試験方法の区分の名称」を記載してください。

④): 試験する構成要素、パラメータ又は特性を記載してください。

⑤): JNRP32S10 最新版記載の「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」を記載してください。

⑥): ⑤)を引用する日本産業規格の番号、及び該当する場合、項目番号及び記号を記載してください。

⑦): 試験に用いる技法、方法及び／又は機器などについて、補足が必要な場合(現地試験を実施する場合を含む。)、記載してください。

【作成注意】

1. 備考 3)、5)及び 6)について、JNLA 登録(申請)内容と同一の内容を記載してください。
2. 表中の各項目に付記された 1)～7)の備考番号及び各備考の説明並びに【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式20)

認定維持(又は臨時)審査申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

年度の認定維持(又は臨時)審査を下記のとおり申請します。また、認定維持(又は臨時)審査の受入れにあたっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定試験所の名称及び所在地
2. 認定識別
3. 認定維持(又は臨時)審査を受ける認定区分数
4. 認定の有効期限
5. 前回の現地審査日の初日

注意： 申込者は、試験所の長でもよい。

(様式21)

JNLA 認定事業廃止届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

JNLA 認定事業を廃止したいので、認定証を添え、届け出ます。

記

1. JNLA 認定事業を廃止する試験所の名称及び所在地

(認定識別:)

2. JNLA 認定事業を廃止する試験方法の区分の名称

3. JNLA 認定事業の廃止の期日

4. JNLA 認定事業の廃止の理由

注意:届出者は、試験所の長でもよい。

(様式22)

委任状

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
委任者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

産業標準化法に基づく登録試験事業者の登録(登録の更新)申請書等変更届に係わる手続きの
権限を下記の者に委任します。

記

被委任者： 住所、所属、役職及び氏名

以上

(様式23)

登録(及び認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

□□年□□月□□日付(登録申請書／登録の申請手続き中断願)(及び認定申請書／認定申請手続き中断願)により、産業標準化法第57条第1項の規定に基づく(登録申請／登録申請手続きの中断)(及び認定申請／認定申請手続きの中断)を行いましたが、下記の理由により申請(を取下げます／手続きを中断します／手続きを復活します)。

記

1. 申請内容

登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
登録を受けようとする試験所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地(郵便番号)	
	電話番号	
関連する事務所	名称及び所在地	

2. 取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由

3. 手続きを中断する期間／手続きを復活する期日

【作成注意】

1. 「申請内容」欄には、登録申請書の記載内容を記入すること。
2. 「取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由」欄に記入する文書の体裁、箇条書き等の書式は問わない。
3. 申請を取下げる場合、登録(及び認定)申請手数料は返還されない。
4. 「手続きを中断する期間」は、通算で最長6か月間とする。
5. 申請試験事業者及び認定(再認定)事業者は、様式2のほかに様式19Bも提出すること。
6. 【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式24)

登録の更新(及び再認定)申請(取下げ／手続き中断／手続き復活)願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

□□年□□月□□日付(登録の更新申請書／登録の更新手続き中断願)(及び再認定申請書／再認定手続き中断願)により、産業標準化法第59条第1項の規定に基づく(登録の更新申請／登録の更新申請手続きの中止)(及び再認定申請書／再認定申請手続き中断願)を行いましたが、下記の理由により申請(を取下げます／手続きを中断します／手続きを復活します)。

記

1. 申請内容

登録の更新を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
登録の更新を受けようとする試験所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地(郵便番号)	
	電話番号	
関連する事務所	名称及び所在地	

2. 取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由

3. 手続きを中断する期間／手続きを復活する期日

【作成注意】

1. 「申請内容」欄には、登録の更新申請書の記載内容を記入すること。
2. 「取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由」欄に記入する文書の体裁、箇条書き等の書式は問わない。
3. 申請を取下げる場合、登録の更新(及び再認定)申請手数料は返還されない。
4. 「手続きを中断する期間」は、通算で最長6か月間とする。
5. 登録試験事業者及び再認定事業者は、様式2のほかに様式19Bも提出すること。
6. 【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式25)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター JNLAマネージャー あて

事業所(事業者の事務所)名
事業所(事業者の事務所)の長 印

不適合の是正報告(及び是正計画)書

(案件番号、登録番号又は認定識別)〇〇〇の(登録／登録の更新審査、立入検査、認定／再認定審査、認定維持審査又は臨時審査)に関して、 年 月 日付けの審査報告書の不適合に対する是正処置(及び是正計画)の内容は以下のとおりです。

No	不適合(要求事項項目番号)	是正処置(及び是正計画)の内容	認定機関記入欄
		① 原因 ② 応急処置 ③ 是正処置 ④ 効果の確認	

【作成注意】

1. 不適合の内容、及び認定基準該当項目は、「不適合報告書及び確認書」に記載された内容を転記する。
2. 「是正処置(及び是正計画)の内容」は、以下の事項について記載する。
 - ① 不適合の原因調査の結果
 - ② (実施した場合)応急処置の内容(例えば、〇〇試験業務の一時停止)
 - ③ 是正処置(及び是正計画)の内容
 - ④ 是正処置の効果の確認(又は方法、時期等の計画)
3. 【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

(様式26)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター JNLAマネージャー あて

事業所(事業者の事務所)名
事業所(事業者の事務所)の長 印

懸念事項に対する回答書

(案件番号、登録番号又は認定識別)〇〇〇の(登録／登録の更新審査、立入検査、認定／再認定審査、認定維持審査又は臨時審査)に関して、 年 月 日付けの審査報告書の懸念事項に対する検討結果の内容は以下のとおりです。

No	懸念事項	検討結果の内容	認定機関記入欄

【作成注意】

1. 懸念事項の内容、及び認定基準該当項目は、「懸念事項及び確認書」に記載された内容を転記する。
2. 懸念事項に対する検討の結果により、予防処置、是正処置等の対応をしない場合は、その理由も回答する。また、検討したが報告書提出時までに対応方法が定まらず、今後さらに検討を進めていく等の場合は、その旨を回答する。
3. 懸念事項に対する検討の結果により、予防処置、是正処置等を行った場合又は予防処置、是正処置等を行う予定の場合は、以下の事項について記載する。
 - ① 原因の調査結果
 - ② (実施した場合)応急処置の内容(例えば、〇〇試験業務の一時停止)
 - ③ 予防処置、是正処置等の内容
 - ④ 予防処置、是正処置等の効果の確認(又は方法、時期等の計画)
4. 【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

別紙1 申請手数料(国内の試験事業者の場合)

(単位 円)

申 請 の 別	マネジメントシステム 審査料金	技術審査料金 (1区分あたり)
登録申請	紙申請 239,100	製品試験 95,200
	電子申請 237,000	
	紙申請 50,100	電磁的記録 試験 100,400
	電子申請 48,000	
登録試験事業者 者の区分追加 に係る登録申 請	紙申請 113,100	上記技術審 査料金と同 額
	電子申請 111,000	
	0	
登録の更新申請	紙申請 200,400	製品試験 82,600
	電子申請 198,600	
	紙申請 33,400	
	電子申請 31,500	電磁的記録 試験 87,900
	紙申請 89,000	
	電子申請 87,200	
追加登録された区分に係る登録の 更新申請	0	

備考:この表は国内の試験事業者の登録申請手数料についてまとめたものです。

外国の試験事業者については IAJapan に御相談ください。

注1:減額措置の対象となる他法令での登録・認定は次の登録又は認定です。

- ①産業標準化法第30条第1項及び2項、第31条第1項、第32条第1項から第3項まで、第33条第1項並びに第37条第1項から第6項までの登録
- ②ガス事業法第146条第1項の登録
- ③薬事法第23条の2第1項の登録
- ④電気用品安全法第9条第1項の登録
- ⑤液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項の登録
- ⑥消費生活用製品安全法第12条第1項の登録
- ⑦計量法第143条第1項の登録
- ⑧特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第3条第1項の認定

別紙2 登録免許税の納付方法

1. 納付に必要な書類

領収済通知書

3枚綴りの様式です。

1枚目(領収済通知書)に所定の内容を記載してください。2枚目、3枚目に複写されます。

3枚目(領収証書)が納付時に領収書として、押印されて返却されます。

領収済通知書様式は最寄りの税務署で入手できます。ただし、その場合、税務署名、税務署番号が予め記入されている場合がありますので、記入されていない様式を入手してください。

2. 領収済通知書 記入上の注意

記入する欄は8カ所あります。

記入間違いがないようにしてください。

記入箇所① 年度 : 申請案件の年度

記入箇所② 税目番号 : 221

記入箇所③ 税務署名 : シブヤ

記入箇所④ 税務署番号 : 00031394

記入箇所⑤ 本税 : ¥90000 又は ¥15000

記入箇所⑥ 合計額 : ¥90000 又は ¥15000(本税欄と同じ金額)

記入箇所⑦ 住所(所在地) : 申請者の住所

記入箇所⑧ 氏名(法人名) : 申請者の氏名(法人名)

なお、領収済通知書はカーボン紙を使用しなくても複写されますが、領収証書の記載が十分な濃さであるか確認してから納付手続きを行ってください。

記入内容が不鮮明で住所(所在地)及び氏名(法人名)の特定がし難い場合、納税されないと見なされないことがありますので気をつけてください。

3. 納付方法

日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む))又は渋谷税務署で納付してください。

4. IAJapanへの提出

領収印が入った領収証書(様式3枚目)を様式14に貼付して申請時に提出してください。

備考:次の登録等については、登録免許税は課税されません。

①登録免許税法別表2に定める法人からの申請に係る登録

②登録試験事業者の登録更新

国税収納金資金(納付書)

手数料	記入箇所①	記入箇所②	領收済通知書	(記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
32619	16		シフヤ	00031394
税目	記入箇所③			記入箇所④
特定信託の 名稱	本 稅			記入箇所⑤
○ 指定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納付する場合には、「特定信託の名稱」を記載してください。 ○ 「領收証書」の裏面をよく読んで、太線の枠内を記載してください。				
該当項目に○印 <input type="checkbox"/> 不 <input type="checkbox"/> 申 <input type="checkbox"/> 付 <input type="checkbox"/> 申 <input type="checkbox"/> 付 <input type="checkbox"/> 過 <input type="checkbox"/> 申 <input type="checkbox"/> 付 <input type="checkbox"/> 算 税				
税務署整理欄				
住所(所在地)	(電話番号) -			
氏名(法人名)	記入箇所⑦			
(フリガナ)	記入箇所⑧			
新規登録番号	記入箇所⑨			
収納機関番号	00200			
領收証書番号「納稅用確認番号」を入力してください。				
左の欄の「納付書番号」等は電子納付にご利用いただく番号です。 詳しくは、弊社HPの「領收証書」欄をご覧ください。				

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙3 変更内容の例

登録(登録の更新)申請書等変更届に係る例

(省令第2条第1項第2号)	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更の例 (注1)
□ 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	当該事業の種類及び概要を示す書面 試験事業者の組織的位置づけを含む全体の組織図	①定款の事業内容が変更 ②寄付行為の事業内容が変更 試験事業者の全体組織図の変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更 製品試験等の事業に関係のない部署の名称変更等
ハ 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験装置・機器等一覧表	①機器等数量の増減 ②性能の異なる機器の更新 ③右記以外の所在場所の変更 ④所有・借入れの変更	試験事業に影響がない変更 (注2)
二 製品試験等の事業を行う施設の概要	(1) 試験所の配置図 (2) 試験室等の機器の配置図	①同一敷地内における試験施設の移転 ②試験施設(建屋)の増減 ①(1)の変更時 ②試験室の増減	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合 試験室内における機器等のレイアウト変更(注2)
木 製品試験等の事業を行う組織に関する事項	登録(更新)申請書 (1)試験所の組織図 (2)主要職員名簿	申請者の氏名又は法人の代表者の氏名 試験所組織図の変更 管理主体、技術管理要員、品質管理要員、署名・記名押印者(代理者含む)、これらの代理者及び連絡担当者の変更	N/A N/A 左記以外の要員の変更
ヘ 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項	登録を受けようとする試験方法の区分を示す書類 マネジメントシステム文書一覧表 マネジメントシステム文書のコピー	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号の変更 マネジメントシステム文書の改正、追加又は削除 上に同じ	N/A N/A 左記のうち、実質的な改正でない場合
ト 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を	試験従事者一覧表	試験従事者の変更	N/A

有する場合は、その実績			
チ 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類	(例) ソフトウェア試験に関する技術資格証の写し	(例) ソフトウェア試験に関する技術資格の更新が行われた場合は、最新の技術資格証の写し	N/A

注 1) 軽微な変更内容については、その都度変更届を提出せず、登録の更新申請時に最新内容の書類として提出することができます。

なお、認定(再認定)申請(登録(登録の更新)申請と同時にを行う場合を除く。)時及び認定維持審査の申込み時に最新内容の書類として、変更届と共に提出する必要があります。

注 2) 試験事業に影響がない試験装置・機器の変更として、別の試験室への移動、試験室内のレイアウト変更等があるが、「電子式非自動はかり」、「恒温恒湿槽」等、試験装置・機器によっては試験事業に影響を与える可能性があることから、注意が必要である。

別紙4 JNLA 試験証明書を利用する認証制度

JNLA 試験証明書を利用する認証制度の一覧

認証制度	(参考)試験を実施する能力の評価機関
一般社団法人コンピュータソフトウェア協会が運用する認証制度	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

注 1)試験を実施する能力の評価の方法、費用などは、各認証制度の運用機関にご確認ください。

注 2) JNLA試験証明書を利用する認証制度の一覧は、各認証制度の運用機関、試験所等からのご要望などに基づき、見直します。ご要望がある場合は、認定センターまでお問い合わせください。

JNLA 登録の取得と維持のための手引き 第 23 版
改正のポイント

主な改正内容

- ◆ 産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第十一条及び第十二条の施行に伴う、電子申請に係る規定の追記・修正
- ◆ 試験所の移転、試験室の改修、試験設備の変更等の手続きの見直し
- ◆ 電磁的記録区分の申請等に係る手続きの明確化
- ◆ その他、字句修正

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。

この文書についての問い合わせ先及び各種申請/届出先は、次のとおりです。

問い合わせ先	所在地	電話番号など
認定センター 製品認定課 <u>JNLA 担当</u>	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10	電話 03-3481-1939 FAX 03-3481-1937 e-mail <u>jnla@nite.go.jp</u> （ <u>問い合わせ専用</u> ）

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター
ホームページ <https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/>

(参考) JNLA 登録に関する経済産業省のお問い合わせ先
経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課 認証企画室